

平成24年第2回定例会

斑鳩町議会会議録

平成24年6月4日

午前9時40分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	西川肇	生涯学習課長	佃田真規
上下水道部長	谷口裕司	下水道課長	上田俊雄

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 予算決算常任委員長報告について
- 日 程 7. 議案第 2 2 号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日 程 8. 議案第 2 3 号 斑鳩町遺児福祉年金条例の一部を改正する条例について
- 日 程 9. 議案第 2 4 号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 0. 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日 程 1 1. 議案第 2 6 号 平成 2 3 年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日 程 1 2. 議案第 2 7 号 (仮称) 地域交流館整備工事請負契約の締結について
- 日 程 1 3. 議案第 2 8 号 斑鳩西小学校（本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結について
- 日 程 1 4. 議案第 2 9 号 西和衛生試験センター組合理約の変更について
- 日 程 1 5. 議案第 3 0 号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日 程 1 6. 議案第 3 1 号 平群町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて
- 日 程 1 7. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて
- 日 程 1 8. 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 2 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6 号）について）
- 日 程 1 9. 承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 2 3 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 6 号）について）
- 日 程 2 0. 承認第 3 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 2 1. 承認第 4 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

日 程 2 2 .	承認第 5 号	町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
日 程 2 3 .	承認第 6 号	町長専決処分について承認を求めることについて（平成 2 4 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について）
日 程 2 4 .	認定第 2 号	平成 2 3 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について
日 程 2 5 .	同意第 1 号	斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて
日 程 2 6 .	報告第 4 号	平成 2 3 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）
日 程 2 7 .	報告第 5 号	平成 2 3 年度斑鳩町文化振興財団事業報告について
日 程 2 8 .	報告第 6 号	平成 2 3 年度斑鳩町土地開発公社業務報告について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時40分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより、平成24年第2回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成24年第2回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、おかげをもちまして、各事業を円滑に推進させることができ、心から感謝を申し上げます。

平成24年度も既に2か月が経過いたしました。職員とともに本年度事業の早期実施に向け、積極的に取り組んでいるところであります。

さて、本定例会は、斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、など、22議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、満場一致で原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、辰巳、中川両監査委員には、5月16日、平成23年度斑鳩町水道事業会計決算について克明にご審査をいただき、深く感謝いたしますとともに、賜りましたご意見を踏まえて、さらに合理的、効果的な運営に努め、安全・安心で良質な飲料水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

なお、提出議案の説明は、後刻とさせていただくこととし、簡単でございますが、招集のあいさつとさせていただきます。

○議長（嶋田善行君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、6番 紀議員、8番 小野議員を指名いたします。両議員には会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月20日までの17日間と定めることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月20日までの17日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。平成24年第1回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされたことについての、審査結果の報告を求めます。1番、宮崎委員長。

○建設水道常任委員長（宮崎和彦君） それでは5月18日、全委員出席のもと、建設水道常任委員会を開き、6月の本会議に予定されている議案及び継続審査案件、委員会所管にかかる事案について報告を受け審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

はじめに、継続審査、都市基盤整備事業について、公共下水道事業に関することについてを議題といたしました。平成24年度の下水道工事進捗状況、公共下水道接続申請状況、融資あっせん利用数、浄化槽雨水貯留施設への転用申請について説明報告を受けました。委員より、し尿等を流域下水に受け入れられてもらえないのか、現在の状況はどうなっているのかという質問がありました。理事者より、奈良県ではし尿等を流域下水道に受け入れるための準備が策定されており、し尿等を流域下水道に受け入れてもらうためには、流域下水ということもあり、処理能力の限界、水質処理の限界、コストなど研究協議していかなければならないと考えている、との答弁がありました。また、委員より、入札を予定されている5件の入札工事業者のランクについて質問がありました。理事者より、現在設計・事務手続きを行っており、決定しておりませんとの答弁がありました。

次に、都市計画道路の整備促進について議題といたしました。今年度のいかるがパークウェイの工事概要と地元説明会の開催について、法隆寺整備事業の国道25号取り付け部分用地交渉の状況について説明報告されました。委員より、岩瀬橋の切り替えと落橋時期について質問がありました。理事者より、新しい橋の取り付け工事が終わり次第、切り回しが行われ、落橋は、その後になるとの答弁がありました。委員より、工事用進入道路の交通安全について質問がありました。理事者より、工事車両は全て表示をし、制限速度についても低速走行をするように国道交通省より指導されているとの答弁がありました。また、委員より法隆寺線の国道25号取り付け部分の店舗の駐車場用地と隅切りについて質問がありました。理事者より、店舗と入居者の意見があり、隅切り部分について修正はないが、店舗駐車場の配置を修正した図面を提出しました、との答弁がありました。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業について、駅北口の路線東側の建物について現在の状況の

説明報告がされました。委員より質疑はなく、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、6月定例会予定議案について説明されました。平群町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて、斑鳩町龍田西3丁目地内で、平群との行政区界に位置し、平群町道に面する家屋、地形的な条件による家屋につきましては、効率的に下水道の利用が図れますことから、平群町公共下水道を斑鳩町住民が利用するものであるとの説明がされました。委員より、今回は平群の住民が斑鳩町公共下水道を利用するという協定書は生じていないかとの質問がありました。理事者より平成19年9月議会に3件の議案提出し、議決していただきましたとの答弁がありました。

次に、各課報告事項について議題としました。平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告（一般会計）について説明報告されました。質疑等はありませんでした。

次に、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について説明報告されました。委員より、東福寺公園の寄付を受けた経緯、その後の管理、開発業者、地積測量について質疑がありました。理事者より、昭和49年2月に開発業者から寄付を受けている。その時に地積測量図と現地の確認ができていなかったのではないかとと思われる。開発業者については現在営業しておりません、との答弁がありました。

次に、平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益余剰金の処分について説明報告されました。質疑等はありませんでした。次に、一般国道25号斑鳩町歩道整備設置事業について説明報告されました。質疑等はありませんでした。

次に、斑鳩町まちあるき観光拠点づくり事業計画について説明報告されました。委員より写真について要望がありました。

次に、その他について、委員より堂山公園の維持管理に係る県との交渉の状況について質疑がありました。理事者より、県と協議しており、前向きに検討したいということで、今後、地元自治会の意向を聞き、県と詰めていきたいとの答弁がありました。委員より、斑鳩町商工会の不祥事について、斑鳩町がどのように考えているのか質問があり、理事者より、斑鳩町商工会の職員も奈良県商工会連合会の職員ですので、連合会の状況、実態を見て行きますとの答弁がありました。委員より、修学旅行誘致促進委員会の加入及び認識についてリピーター、観光客の増加の検討について質問がありました。理事者より、商工会でも個人企業とタイアップして学び、体験を増やして地域の人とふれあうことを考え、また、まちあるき観光拠点づくりの事業計画も立てて、実際に進めていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

委員より、緑ヶ丘西から峨瀬の安本石油店の間の交差点対策について質問がありました。理

事者より北庄周辺の道路の歩道設置は、住宅の密集、経済的費用などの問題があり、通学路の安全性を確保するために、点検等をしながら、ルートも含めた配慮をし、現況におきましても再度確認いたします、との答弁がありました。

以上が、閉会中における当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終らせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

2番、小林委員長。

○厚生常任委員長（小林 誠君） それでは、去る5月23日全委員出席のもと厚生常任委員会を開催いたしましたので、その概要をご報告いたします。

まず初めに継続審査案件である環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて報告を求めたところ、1、可燃ごみの委託処理について、去る3月30日に、周辺4自治会の関係者が見守るなか、嶋田議長、小城町長により、焼却処理を停止する操作が行われ、昭和57年より30年間行ってきた可燃ごみの焼却処理を終えたことの報告。翌週4月2日から、収集した可燃ごみを三重県伊賀市の処理施設まで運搬し、4月の可燃ごみの処理量は338トン、延べ85台のコンテナ車で搬出したとの報告を受けました。

2つとして、白石畑自治会より交通安全対策を求める要望について。最終処分場の手前20～30m付近の幅員が最も狭い町道部分の安全対策を求める要望に対し、町道の拡幅等の安全対策を検討している間、本年度より警備員1名を配置し、地元車両優先の誘導等を行う対策を行い、事故や大型車通行により危険を感じたなどの苦情がないとの報告を受けました。

3つとして、生ごみの分別収集モデル事業の状況について。平成24年5月22日現在で、モデル自治会として、幸前、白石畑、並松の4連合、高安西団地、西の山住宅、東里、神南、幸進町、高塚町、法隆寺東2丁目地域の計13の自治会、1180世帯と、個別に家庭単位で取り組んでいる161の世帯を加えた1,341世帯が生ごみの分別収集モデルに参加。今年度は、2,500世帯での分別収集を目標とし、積極的に生ごみ分別収集への参画を呼びかけていくとの報告を受けました。

4つとして、緑のカーテンコンテストの開催について、家庭や公共施設・事業所において、ツル性の植物でつくる自然のカーテン、いわゆる緑のカーテンづくりを促進し、地球温暖化防

止や節電に関する意識の向上を図ることを目的に、地球にやさしい生活推進協議会、通称エコるがと斑鳩町の共催により、緑のカーテンコンテストを開催し、最優秀賞、優秀賞をそれぞれ1点ずつ、佳作を数点選び、表彰を行うとともに、応募作品の展示なども行う予定であるとの報告を受けました。委員に質疑・意見等を求めたところ、1つ、生ごみの分別収集モデル事業に、もっと個人が参画していただくための周知方法について、2つとして、最終処分場に住民がゴミを持ち込む際の安全対策について、などの質疑があり、理事者より一定の答弁がされ、本件については継続審査を終えました。

次に、6月定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることし、(1)斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、(2)斑鳩町遺児福祉年金条例の一部を改正する条例について、(3)斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、(4)西和衛生試験センター組合規約の変更について、(5)奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、さらに、これと関連することから、各課報告事項の(1)斑鳩町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則について、(2)斑鳩町の請求者識別カードによる住民票の写し等の自動交付に関する規則の一部を改正する規則について、以上7つの事件について、いずれも外国人登録法の廃止と住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり、一括して理事者の説明を受けたところ、外国人住民の利便性の増進を図るため、外国人登録法が平成24年7月9日に廃止され、住民基本台帳法の一部を改正する法律が、同日付で施行されることにより、外国人住民にも、日本人と同じく住民基本台帳法が適用され、住民票が作成、世帯全員が記載された住民票の写し等の交付が可能となること、また、外国人と日本人で構成する複数の国籍がある世帯について、より正確に世帯構成を把握することが可能になるとの内容であり、委員に質疑・意見を求めたところ特段の質疑意見もなく、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

(6)斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、町長専決処分について承認を求めることについて、理事者の説明を求めたところ、関係法律の成立・施行の時期により平成24年3月31日付けで専決処分したこと。改正の内容は、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、国民健康保険税の所得割を賦課する場合において、震災特例法に規定する被災住民用財産の敷地を譲渡した場合の、その課税の特例の譲渡期限を3年から7年に延長するというものであり、委員に質疑意見を求めたところ、特段の質疑意見もなく、以上、6月定例会の付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、各課報告事項について、(3)平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予

算（第6号）の町長専決処分について説明を求めたところ、平成23年度において、医療費に要する給付の見込みが当初よりも増加したことから、一般被保険者療養給付費の補正を行い専決処分にしたとの報告を受け、委員よりの質疑として、国保の医療費・給付費の抑制について、住民により効果的な広報のあり方などについて質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

続いて（6）斑鳩町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の制定について説明を求めたところ、今までは慢性特定疾患児に係る日常生活用具についての相談・前例がなく制定していなかったが、今回、慢性特定疾患児の入院先からこの事業に関する照会があり、町として事業の必要性があると判断し、要綱を定めることになった。また、予算については障害福祉費を充てることを予定していると説明があり、委員より質疑として、1つ、慢性特定疾患児の対象について、2つとして、制度を利用する所得制限についての質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

（8）平成23年度国民健康保険税の不納欠損処分の状況について、（9）平成23年度介護保険料の不納欠損処分について、（10）平成23年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について説明を求めたところ、不納欠損処分については、ノーチェックで消滅時効を迎えることのないよう、滞納者の実態調査を十分に行い、税負担の公平性が損なわれることのないよう適正な処理を行っているとの説明を受けました。

その他の報告を理事者より受けたところ、健康対策課から2点。1つとして、生き生きプラザ斑鳩の敷地内全面禁煙を7月1日より実施すること。2つとして、不活化ポリオワクチンの定期接種を9月1日より実施できるよう検討していることの報告を受けました。

さらに、社会福祉協議会から2点。1つとして、植村常務理事兼事務局長の退職に伴い、次長であった松村氏が事務局長に就任し、常務理事のポストに乾住民生活部長が兼務するとの報告。2つとして災害ボランティアバスの運行を昨年引き続き行うとの報告を受け、各課報告事項については終わりました。

その他について、各委員より質疑・意見を受けたところ、委員より、火葬場周辺対策補償事業について、補償事業として行うのか、町がすべき事業として行うのか、整理しなければ、補償金額の合計が多く見えてしまい、協力いただいている地元自治会が誤解されるのではないかとの意見・要望に対し、理事者側より整理・検討していくとの答弁がありました。補償事業に関連し、目安地区の井戸に関する補償について質疑があり、理事者より、昭和53年からの経緯についての説明、また上水道課が所管との説明がありました。

次に、鳩水園の運転管理についての質疑があり、理事者より、次年度以降については、包括業務委託も視野にいれ、先進例などを調査・研究し、9月か10月ごろには方針を示すとの答弁がありました。

最後に、厚生常任委員会として、仮称ゴミのポイ捨て対策にかかる条例については、一定の結論を出すことが決まりました。

以上が閉会中に開催いたしました、厚生常任委員会の概要です。なお、詳細につきましては、会議録をご覧くださいませよう願います。報告といたします。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

5番、伴委員長。

○総務常任委員長（伴 吉晴君） 去る5月22日、全委員出席のもと総務常任委員会を開き、閉会中における継続審査案件及び総務常任委員会所管にかかる事案について報告説明を受け、必要な審査質疑を行いましたので、その概要についてご報告いたします。

まず、継続審査案件であります。斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてです。はじめに、理事者より斑鳩町文化財センターの運営について説明がなされ、春季企画展を「弥生時代の斑鳩のようす—弥生びとのくらし—」と題し、5月24日から6月26日まで開催し、その内容としては、聖徳太子が活躍した飛鳥時代が有名であるが、それ以前の弥生時代の様相についてはあまり知られていないことから、これまでに実施されてきた町内の発掘調査において出土した弥生時代の土器や石器等の遺物などの展示を行い、弥生時代の斑鳩の様子について紹介する予定であると説明がなされました。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。前回の史跡中宮寺跡整備検討委員会で協議した、地元の自治会代表者や学校関係者、また斑鳩町子ども会連絡協議会や婦人会などの各種団体の代表者の方々の意見を聞くための調査を現在行っているということでした。

次に、斑鳩町と小田原市との文化交流として、小田原市郷土文化館で2月25日から3月25日まで開催された「飛鳥時代の斑鳩と小田原」については、総入館者数は4,186人で1日平均約140人となり、小田原市の皆さんや小田原市を訪れる観光客の皆さんに広く斑鳩の文化を発信できたとの報告を受けました。

以上が継続審査案件に関する概要であります。

続きまして、6月定例会の付議予定議案について、当委員会所管にかかわる事案について説明がなされました。

まず、（仮称）地域交流館整備工事請負契約の締結については、現在、法隆寺地区で事業用地766.63㎡につき、本年4月26日、4,216万4,650円で売買契約を締結し、今後、発掘調査に着手をし、平成25年3月末までに整備工事を完了するため、本年5月15日に整備工事の入札を実施して、仮契約を締結した。契約の方法は指名競争入札、契約金額は9,870万円、契約の相手側は、奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東1丁目7番18号、有限会社栗原工務店で工期は議会議決後259日間であるとの説明を受けました。

委員より、入札に参加できる業者の基準について質疑があり、理事者から町内業者はAランク、町外業者は経審の総合評定値1,000点以上業者で10社以上の選定となっているとの答弁がなされました。

次に、斑鳩西小学校（本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結については、契約方法は指名競争入札で、契約金額は1億27万5千円。契約の相手側は、奈良市西大寺栄町3番7号、三和建設株式会社、工期は議会議決後88日になっており、入札は5月15日に10社選定8社応札で落札率は92.9%であった。

なお、学校の耐震補強工事は、通常、夏休み期間において、実施をしているが、今回の体育館の耐震補強工事については、現場の施工に2か月間が必要であるため、その準備期間も考慮すると、6月定例会初日に議決をお願いしたいと考えており、工期を88日間とさせていただいている。また、今年度の耐震補強工事は、この他に斑鳩東小学校の北館東棟・北館西棟の入札を6月15日に予定している。これらの今年度実施の2校4棟の耐震補強工事が完了すれば、学校校舎の耐震化率は13.8ポイント上昇し、89.7%となり、耐震補強工事を行う必要がある建物は、残り東小学校の3棟となるという説明がなされました。

委員より、体育館の工事が7月1日からとなっているが、体育の授業やクラブ活動に支障がおこらないのかという質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例）と（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）は、ともに平成24年度の地方税制の改正を内容とする地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布され、平成24年4月1日から施行されることになったため、本条例について速やかに整備する必要があったことから、専決処分をさせていただいたと説明がなされました。

委員から、この国の法改正に伴う変更について斑鳩町としての裁量権について、また都市計画税と固定資産税の影響人数についての質疑があり、理事者から、今回の法改正について、基本的には全ての公共団体が改正するものと考えている。また、影響人数は固定資産税で約2,

100人、都市計画税で約50人の方が対象になるとの答弁がなされました。

以上が6月定例会に付議が予定されている事案についての概要であります。

続きまして、各課報告事項であります。

はじめに、町長専決処分について承認を求めることについて（平成23年度一般会計補正予算（第6号））についての報告があり、内容としては寄付金の受け入れに伴い、予算の総額に歳入歳出それぞれ3万3千円を追加し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ83億7,216万4千円とする予算補正を平成24年3月30日付けで専決処分したと報告がなされました。

続きまして、平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告があり、平成23年度内での執行が出来なかった経費を平成24年度予算に繰り越したものの内、総務常任委員会が所管する内容として、斑鳩西小学校本館西棟及び体育館、斑鳩東小学校北館西棟の耐震補強等工事について、国の第3次補正を活用して実施することから繰り越したと報告を受けました。

次に、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会が所管する内容の報告があり、主だったものでは歳入予算の補正として、消防団員4名の退団に伴い、その退職報償金受入金207万6千円の補正、歳出予算の補正として、消防団員退職報償金と斑鳩町青少年野外活動センターの廃止に伴い、当該施設内建造物の解体撤去処分費として、412万4千円の補正と報告がありました。

委員より、なぜ3月の予算編成に野外活動センターの建造物の撤去費が組み入れられなかったのか等の質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に平成23年度町税不納欠損処分についての報告があり、特段の質疑はありませんでした。

次に、（仮称）地域交流館についての報告があり、法隆寺地区で進めている建設計画の事業概要の説明及び（仮称）地域交流館建設に関する町としての基準として概ねの土地及び建物の面積はそれぞれ1,000㎡、300㎡とし、土地購入及び建物工事費として概ね1億5000万円としたいという報告がなされました。委員より、今回計画がある法隆寺地区の建物の倉庫部分の構造及び収納物について、また今回示された基準の委員会に対する報告時期や現在ある消防コミュニティセンターとの整合性、それぞれの地域に対する弾力性についての質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、県内の消防の広域化について、5月16日に開催された奈良県消防広域化協議会総会に提出された資料の説明と、前回の総務委員会で報告があった町立あゆみの家から斑鳩町総合保健福祉会館生き生きプラザ斑鳩に投票所を変更することに伴う一部の地域の投票区の変更についての報告があり、委員より一定の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、放課後子ども教室について報告があり、申込者は町内3小学校合計で255名となり、

昨年度より49名増の申し込みがあり、5月15日に申し込み状況の報告や実施方法等を審議するために、放課後子ども教室運営委員会を開催したと報告がなされました。委員より、帰宅の際の保護者に迎えに来てもらう問題について、上手く運営できているのかという質疑があり、理事者より現在は保護者同士の連携で近隣の保護者が迎えに来ていただくなど、上手く運営できていると回答がなされました。

その他の報告として、斑鳩町文化振興財団が平成24年4月1日付けで公益財団法人に移行したことや、斑鳩町消防運営委員会を6月14日に開催すること、また、第24回奈良県消防操法大会に伴う訓練の日程について報告がなされました。

以上が、閉会中における総務常任委員会の審査内容についての概要報告であります。

なお、詳細につきましては、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程6、予算決算常任委員長報告についてを議題といたします。
同じく、閉会中における予算決算常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。11番、飯高委員長。

○予算決算常任委員長（飯高 昭二君） それでは、去る5月29日（火）全委員出席のもと予算決算常任委員会を開会させていただきましたので、ご報告をいたします。

初めに、各課報告事項として、6月定例会に提出が予定されています、当委員会所管の町長専決処分に係る承認案件及び繰越計算書の報告などについて説明を受けました。

まず、（1）町長専決処分について承認を求めることについて、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についての報告を受けました。

本専決処分書は、寄付金の受け入れに伴い、予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ83億7,216万4千円とする予算補正を平成24年3月30日付けで専決処分したとの説明を受けました。

委員より、文化財センターの募金額について質疑があり、一定の答弁がされております。

次に、（2）町長専決処分について承認を求めることについて、平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）について、平成23年度予算におきまして、医療費に要する給付の見込みが当初よりも増加したことから、一般被保険者療養給付費の補正を行ったとの説明を受けました。

委員より、今回、補正を組むことの必要性については理解できるが、なぜ専決処分になったのかとの質疑があり、一定の答弁がされております。

次に、（3）町長専決処分について承認を求めることについて、平成24年度斑鳩町国民健

康保険事業特別会計補正予算（第1号）について報告を受けました。

平成23年度の医療に係る費用等の歳出が歳入を上回ることとなり、歳入欠かんが生じることから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成24年度からその不足額を繰上充用するもので、現時点で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億6,470万円を追加し、歳入歳出それぞれ35億2,470万円とするものです。

委員より、医療給付費の伸びと、子どもの医療費無料の影響について質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、（4）平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）、平成23年度予算において、繰越明許費の議決をされている歳出予算のうち、平成23年度内での執行ができなかった経費を平成24年度予算に繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告をさせていただくとの説明があり、委員より、火葬場周辺対策事業における補償の問題について質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、（5）平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、平成23年5月に公布された地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、すなわち第一次一括法で地方公営企業法の一部改正により、法定積立金、減債積立金及び利益積立金の積み立ての義務が廃止され、条例または議会の議決を経て利益及び資本剰余金を処分できることとすると変更されたことで、これについて経営判断により、資本金の額を減少させることができることとするなどの、事業体の裁量に委ねられ、柔軟な発想に基づきまして経営の自由が高められるなどの観点から、将来におよんで適切な経営を進めたいとの説明を受けました。

委員より、法改正により積立ての義務がなくなったことによる積立額と率をいくりに設定するのか基準について質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、継続審査について（1）予算補正を必要とする事務事業であります。

平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について、今回の補正予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ82億5,207万6千円とするとの説明がありました。委員より、第7款土木費の公園費で、東福寺公園において公園敷地の一部が個人所有土地へ越境していることが判明した経緯と、越境部分について買い取りを行おうとする費用200万円の補正額の内訳などについて質疑があり、一定の答弁がされています。

以上、継続審査について報告を受けて一定の審査を行い、終わりました。

次に、その他について質疑をお受けしたところ、特段の質疑がありませんでした。

以上が、閉会中に開催いたしました委員会の概要です。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきたくようお願い申し上げます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

続きまして、日程 7. 議案第 22 号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、日程 8. 議案第 23 号 斑鳩町遺児福祉年金条例の一部を改正する条例について、日程 9. 議案第 24 号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程 10. 議案第 25 号 平成 24 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 号）について、日程 11. 議案第 26 号 平成 23 年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程 12. 議案第 27 号（仮称）地域交流館整備工事請負契約の締結について、日程 13. 議案第 28 号 斑鳩西小学校（本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結について、日程 14. 議案第 29 号 西和衛生試験センター組合規約の変更について、日程 15. 議案第 30 号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、日程 16. 議案第 31 号 平群町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて、日程 17. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて、日程 18. 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 23 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6 号）について）、日程 19. 承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 23 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 6 号）について）、日程 20. 承認第 3 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）、日程 21. 承認第 4 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）、日程 22. 承認第 5 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、日程 23. 承認第 6 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 24 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について）、日程 24. 認定第 2 号 平成 23 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、日程 25. 同意第 1 号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて、日程 26. 報告第 4 号 平成 23 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）、日程 27. 報告第 5 号 平成 23 年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、日程 28. 報告第 6 号 平成 23 年度斑鳩町土地開発公社業務報告について、以上、22 議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました22議案について総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） 本定例会に付議いたしました各議案の概要説明の前に、少しお時間をいただき、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方なり、現在の状況等をご説明いたしまして、議員皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

はじめに、「ごみ減量化及び資源化の推進」についてであります。

昭和57年から30年にわたり稼動してまいりました衛生処理場は、去る3月30日に周辺自治会の関係者等が見守るなか、焼却処理停止の操作を行い、長年にわたる焼却処理に幕を閉じたところであります。30年という長きにわたり、大きな事故もなく運営できましたのも、議員皆様並びに周辺住民の皆様のご理解とご協力のおかげであり、この場をお借りいたしまして、改めて厚くお礼申し上げます。

また、本年度から業者委託しております可燃ごみ処理業務につきましては、これまで順調に積替え、運搬作業が行われ、三重県伊賀市内の委託業者で焼却処理を行っているところであります。今後も、更なる可燃ごみ処理量の削減を進めることから、住民皆様に、脱焼却、脱埋立を基本とするゼロ・ウェイストの理念の浸透を図るとともに、生ごみ分別収集モデル事業や家庭生ごみ減量化奨励事業などの充実並びに陶器やガラス製食器のリユース、リサイクル事業に取り組んでまいります。

次に、「いかるがパークウェイの整備促進」についてであります。

まず、国におきましては、いかるがパークウェイ事業に係る平成24年度の当初予算につきまして、1億4,000万円の予算が確保されたところであり、その対象は稲葉車瀬区間の舗装工事や岩瀬橋の両側の取付け工事の実施となっております。

5月には、奈良国道事務所において、関係する地元自治会への工事説明会が開催され、平成25年度末の稲葉車瀬区間の供用に向けて、順次、工事が進められていることから、町といたしましても工事が順調に進捗できるよう、今後の予算確保について、国土交通省をはじめ関係各方面への要望活動に取り組んでいるところであります。

次に、岩瀬橋から三室交差点までの道路計画の進捗状況でございますが、引き続き、沿道の紅葉ヶ丘自治会、新楓町自治会への計画説明が行われております。今後におきましても、地元の皆様のご理解をいただき、よりよい道路計画となるよう奈良国道事務所や警察等関係機関との調整に努めてまいります。

続きまして、「国道25号の歩道設置事業」についてであります。

国道25号龍田大橋付近の歩道設置事業につきましては、用地交渉が進められており、ご理解をいただきましたところから契約の締結をいただいております。今後も奈良国道事務所と連携を図りながら用地取得を進めてまいります。

また、国土交通省に要望を行ってまいりました、国道25号法隆寺地区の町営法隆寺観光自動車駐車場から法隆寺東交差点までの歩道設置につきましては、本年度に予算が確保され、事業化されることになりましたことから、関係権利者へ計画概要の説明や協力依頼が進められているところであります。

次に、「公共下水道の整備」についてであります。主要な幹線工事では、平成22年度から2か年の継続事業で取り組んでおりました稲葉污水幹線工事が、本年3月末に完了いたしました。また、平成23年度から平成25年度までの3か年の継続事業として取り組んでおります岡本污水幹線工事では、現在、立坑の築造等、順調に進めており、さらに、本年度には、平成25年度までの2か年の継続事業として目安污水幹線工事も予定しております。

一方、面整備工事では、昨年度に神南地区、稲葉車瀬地区及び龍田西地区など、約10ヘクタールの整備が完了し、現在、供用面積は約167ヘクタール、約4,200軒で公共下水道をご利用いただくことができます。また、公共下水道への接続につきましては、昨年度に223件の申請をいただき、本年3月末現在での接続件数は、2,467件となっております。今後も、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に向けて整備を進めるとともに、水洗化促進に努めてまいります。

次に、「学校教育施設の耐震補強工事」についてであります。

本年度は、夏休み期間を利用し、斑鳩西小学校の本館西棟及び体育館、斑鳩東小学校の北館東棟及び西棟の耐震補強工事を行い、屋上防水の改修もあわせて行ってまいります。

なお、本定例会において、斑鳩西小学校（本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事の請負契約の締結についての議決をお願いしておりますが、体育館の工事に期間を要することから、議会初日に議決を賜りたいと考えております。

これにより、校舎など29棟のうち新耐震基準施行前に建築された18棟について耐震補強工事が完了し、耐震補強を要しないものを含め、26棟が耐震性のある建物となり、耐震化率は89.7%となります。今後も、児童や生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

それでは、本定例会に付議いたしました各議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第22号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。
外国人登録法が平成24年7月9日をもって廃止され、住民基本台帳法の一部を改正する法律が同日施行されることから、外国人登録に関する規定の削除等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号 斑鳩町遺児福祉年金条例の一部を改正する条例についてであります。

先の議案第22号と同様に、外国人登録法が平成24年7月9日をもって廃止され、住民基本台帳法の一部を改正する法律が同日施行されることから、外国人登録に関する文言の削除等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。
先の議案第22号と同様に、外国人登録法が平成24年7月9日をもって廃止され、住民基本台帳法の一部を改正する法律が同日施行されることから、外国人登録に関する規定の削除等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第25号 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてであります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ2億5,207万6千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。第20款諸収入、第5項雑入で、消防団員4名の退団による退職報償金受入金207万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、歳出予算の補正では、第7款土木費、第4項都市計画費では、第4目公園費で、東福寺公園において、公園敷地の一部が個人所有地へ越境していることが判明したことから、その越境部分について買取りを行うもので、その経費として200万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第8款消防費、第1項消防費では、第2目非常備消防費で、歳入のところで申しあげました消防団員の退団に伴う退職報償金207万6千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第9款教育費、第5項社会教育費では、第1目社会教育総務費で、斑鳩町立青少年野外活動センターの廃止に伴い、当該施設内構造物の解体撤去処分を行うことから、412万4千円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、今回の予算補正に要する財源として、612万4千円の充当をお願いするものであります。

次に、議案第26号 平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。昨年5月2日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革

の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、地方公営企業法の一部が改正され、法定積立金の積立て義務の廃止に伴い、利益の処分については議会の議決を経て行うことから、本定例会に上程し議会の議決をお願いするものであります。

その内容につきましては、平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金5,011万6,020円のうち減債積立金に300万円、利益積立金に300万円、建設改良積立金に3,000万円を積み立て、残余1,411万6,020円を繰り越すものであります。

次に、議案第27号及び議案第28号につきましては、予定価格が5,000万円を超えることから、工事請負契約について地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第27号（仮称）地域交流館整備工事請負契約の締結についてであります。去る5月15日に指名競争入札に付した結果に基づきまして、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるもので、工事の内容につきましては、（仮称）地域交流館本体の建築工事であり、契約の相手方は、有限会社栗原工務店、代表取締役 栗原征、契約金額は、9,870万円であり、工期は議会議決後から平成25年3月5日までの259日間であります。

次に、議案第28号 斑鳩西小学校（本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結についてであります。去る5月15日に指名競争入札に付した結果に基づきまして、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。斑鳩西小学校の耐震補強工事につきましては、平成22年度の1棟（本館東棟）、平成23年度の2棟（北館東棟、北館西棟）に続きまして、本年度は本館西棟及び体育館の2棟について工事を行うものであります。工事内容につきましては、本館西棟では、鉄骨プレス設置による耐震補強と屋上防水の老朽化に伴う改修工事であり、体育館では、既存のコンクリート製の屋根を鋼製屋根に葺き替えることにより耐震補強を行うとともに、アリーナ及び舞台の床面の改修並びにそれら付帯設備機器の改修工事を行うものであります。

契約の相手方は、三和建設株式会社 代表取締役社長 有井邦夫、契約金額は1億27万5千円であり、工期は議会議決後から平成24年8月30日までの88日間であります。

次に、議案第29号 西和衛生試験センター組合規約の変更についてであります。

外国人登録法が平成24年7月9日をもって廃止され、住民基本台帳法の一部を改正する法律が同日施行されることから、外国人登録に関する文言の削除等、所要の変更を行うものであります。

次に、議案第30号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

先の議案第29号と同様に、外国人登録法が平成24年7月9日をもって廃止され、住民基本台帳法の一部を改正する法律が同日施行されることから、外国人登録に関する文言を削除するため、所要の変更を行うものであります。

次に、議案第31号 平群町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについてであります。斑鳩町龍田西3丁目1303番42他、21宅地について、地形的な条件により、本町の住民が平群町公共下水道施設を利用することから、地方自治法第244条の3の規定により、平群町と施設の利用及び維持管理に関する協定を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてであります。

現委員の松田和枝氏の任期が、平成24年9月30日をもって満了となることから、引き続き、松田和枝氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ83億7,216万4千円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容といたしましては、はじめに、歳入予算の補正では、第17款寄付金、第1項寄付金で、ふるさと納税の受入れとして、教育費寄付金3万3千円の増額補正を行ったものであります。また、歳出予算の補正では、第9款教育費、第5項社会教育費で、寄付者の意向により、2万3千円を「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」に積み立てるとともに、1万円を埋蔵文化財の発掘調査に充当したものであります。第12款予備費では、今回の予算補正から生じた財源1万円を留保させていただいております。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）について）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,002万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ35億1,279万円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。第2款国庫支出金、第1項国庫負担金で

は、一般被保険者療養給付費の増額に伴い、医療給付費分現年分1, 360万7千円の増額補正を行ったものであります。次に、第2項国庫補助金では、国庫負担金と同様の理由により医療給付費分普通財政調整交付金360万2千円の増額補正を行ったものであります。次に、第5款県支出金、第2項県補助金では、国庫負担金と同様の理由により、医療給付費分普通財政調整交付金280万1千円の増額補正を行ったものであります。次に、第10款諸収入、第2項雑入では、今回の予算補正において歳出額が歳入額を上回ったことにより不足する財源を、歳入欠かん補てん収入で調整することとしたもので、2,001万1千円の増額補正を行ったものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。第2款保険給付費、第1項療養諸費では、平成23年度の医療に要する給付が当初見込みより増加したことから、負担金補助及び交付金で、4,002万1千円の増額補正を行ったものであります。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）であります。

平成24年度の地方税制の改正を内容とする「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」が、平成24年3月31日に公布、同年4月1日から施行され、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その主な内容は、土地に係る固定資産税について、評価替え年度以外の据置年度においても評価額を下落修正できる特例措置を継続すること、負担調整措置について、その一部を見直したうえで平成24年度から平成26年度まで継続すること、地方税法の改正において、旧民法第34条の法人のうち、一定の要件を満たす法人等に係る固定資産税が非課税措置の対象とされたことに伴い、当該非課税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について規定すること、及び東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る居住用財産の買いかえの特例等について、譲渡期限を3年から7年に4年間延長する特例を規定すること、並びに法令の改正による条文整理等、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。

先の承認第3号と同様に地方税法等の一部改正により、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日付で専決処分させて

いただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。その主な内容は、固定資産税と同様に、土地に係る都市計画税における負担調整措置について、その一部を見直したうえで平成24年度から平成26年度まで継続すること、及び法令の改正による条文整理等、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）であります。

先の承認第3号と同様に地方税法等の一部改正により、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。その内容といたしましては、東日本大震災の被災居住用財産の敷地に係る居住用財産の買いかえの特例等について、譲渡期限を3年から7年に4年間延長することについて、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）であります。

平成23年度本特別会計におきまして、医療等に要した費用などの歳出に対して歳入が不足したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成24年度の歳入を繰り上げてこれに充てる必要が生じました。

このため、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億6,470万円を追加し、歳入歳出それぞれ35億2,470万円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年5月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、認定第2号 平成23年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてであります。

昨今、水道事業は景気の低迷などを背景に水需要が減少するなど厳しい経営環境を強いられておりますが、住民の暮らしと都市基盤を支える重要なライフラインとして、安全で安定的に水道水を供給することが何よりも重要であります。また、災害時に強い水道施設への更新や危機管理体制の充実等に取り組み、より良い水道サービスの提供に努めることが水道事業者としての責務と考えております。

さて、平成23年度の決算状況であります。営業収支は5,970万8,625円の営業利益となりました。その内訳として、営業収益は前年度に比べ1,471万5,557円減の6億9,830万1,256円となっており、その内、給水収益では前年度に比べ636万4,

277円減の6億7,517万5,900円となっております。

一方、営業費用では前年度に比べ18万6,511円減の6億3,859万2,631円あります。また、営業外収支では、差引2,745万7,753円の損失となり、その結果、平成23年度の純利益は、3,225万872円となりました。

次に、資本的収支は、資本的収入が工事負担金、国庫補助金、企業債で1億2,296万9,350円、資本的支出では、老朽管更新事業、公共下水道工事等に伴う配水管工事、浄水施設の整備等の建設改良費及び企業債償還金により3億3,808万4,707円となり、差し引き2億1,511万5,357円の支出超過となりました。なお、支出超過額については、損益勘定留保資金等で補てんしております。

以上、概要ではございますが、本決算につきましては、去る5月16日、辰巳・中川両監査委員により慎重なご審査をいただき、平成23年度決算に対する意見書もいただいております。引き続き、適切で健全な水道企業会計の運営に努めてまいりますので、議員皆様はじめ住民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、同意第1号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。現委員の寺西宏之氏の任期が、平成24年6月28日をもって満了となることから、引き続き、寺西宏之氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第4号 平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）であります。平成23年度予算において、繰越明許費の議決をいただきました火葬場周辺対策事業のほか5事業につきまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成24年度予算に繰越ししたことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第5号 平成23年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてであります。

平成23年度において、文化振興財団が実施した自主公演事業等は21事業であり、これら事業に要した費用は1,545万7,259円、事業収益は1,535万5,117円で、収支率は99.3%となっております。また、公益目的事業及び収益事業等を合わせた、ホール管理・貸与事業費用が1億908万4,753円、図書館管理事業費用は1,347万9,414円であります。なお、斑鳩町文化振興財団が、平成24年4月1日より公益財団法人へ移行しましたことから、今回の事業報告より公益法人会計基準の運用指針に基づいた様式となり、会計区分等の組み替えが行われております。

次に、報告第6号 平成23年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてであります。

平成23年度の事業内容であります。土地開発公社で新たに取得・処分した用地は無く、

業務を終えております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案どおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 11時10分まで休憩いたします。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、先ほど町長から総括提案説明を受けましたので、日程7. 議案第22号から日程12. 議案第27号までと、日程14. 議案第29号から日程16. 議案第31号までと、日程24. 認定第2号の町長提案の10議案については、会議規則第39条第3項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程にしたがい議事を進めてまいります。

日程7. 議案第22号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第22号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第22号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8. 議案第23号 斑鳩町遺児福祉年金条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第23号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第23号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9. 議案第24号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第24号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第24号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10．議案第25号 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 各委員長報告なども聞かせていただいておりますけれども、公園用地取得をする200万円というのがこの補正予算の中で出てきておりました。

最初、東福寺公園ということで、私は東福寺という地名で、「あれ、どこかな」ということで思っておりましたら、この東福寺公園とはいうものの、地名としては法隆寺南2丁目にある公園なのかなというふうに思っております。位置図を見せていただいておりますけれども。

それと、先ほどの委員長報告の中でもございました、昭和49年に寄付を受けている場所であるということ、それと予算決算の委員長もおっしゃってました補償という言葉が出てきてたと思うんですけれどもね。その関係でいいましたら、現在、こういうふうに関係に伴う公園であったり、また道であったり、町が帰属を受ける、寄贈されて帰属、町のほうに帰属されて民有地から町有地になっている部分というものも、この間にも多数あったと思うんですけれども。果たして、現在、そういうものについてもこんなふうに関係があるような手続きが取られているのだろうか。一体、こういう間違いが起こるといのは、どうすれば起こってくるのか。そして、この昭和49年より以前からもう既に斑鳩町では結構な大きな開発も行われている。そしたら、それまでに行われた開発部分なんていうのは、こういう問題を抱えていないのかどうか。いろいろちょっとこの問題を見た中で、私自身は疑問を感じました。まず、そういったことからお尋ねをしておきたいんですけれども、こういう間違いといのはやっぱりほかにも出てくる可能性があるというふうに町は考えておられるのか。そして現在、最近はこのように民間からの寄贈に対しまして町の帰属とする場合の手続き、こういう誤りが生じるような手続きといのはきちっと改められているのかどうか。まず、そのところをお尋ねしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまお尋ねいただきました開発に伴う帰属の公共施設の確認というところかと思いますが、古くから開発行為等でこの案件と同様の公園等も、もちろんあろうかと思いますが。

現在では、それぞれ帰属に当たっては、斑鳩町の職員、それから事業者、開発の許可をしております県の職員等で境界については一点一点、現地で確認をしながら帰属を受けているという状況でございますので、最近の事業につきましては、きちっとしたチェック体制がなさ

れておりますので、こういったことは発生しないものかと思っております。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 現在は、そういう立ち合いをしているので、こういう問題は起こらないと思うということですが、じゃあ、この昭和49年に寄付を受けている、またその年度の周辺であったり、それ以前、寄付を受けている場所なんかについては、まだこういう間違っている、実際と合っていないというような状況というのは想定されているのでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） すべての開発に伴います帰属あるいは寄付を受けた公共施設の境界について、全体の確認はまだ現状できておりませんので、全くないということではないかというふうには思います。

○議長（嶋田善行君） 13番 里川議員。

○13番（里川宜志子君） 非常に、昭和49年ごろの寄付なのに、その頃でしたらもう、こういう誤りがあるということについては、私はちょっと納得しにくい部分もあるんですが。でも、起こってしまっていることについては仕方がないです。起こっているんですからね。それは承知できないとか言っても、それで済む問題ではないので、仕方がありません。手続き的に追っかけて行かなければならないのだろうと思うんですが。

ところで、その補償という言葉も、委員長報告の中で出てきておりました。この200万円の内訳の中で、この土地の越境していたという部分の土地の面積、そして土地代であったり、ちょっと200万円の内訳について、もう少しきちっとお尋ねしてもよろしいでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました200万円の内訳でございますけれども、まず、土地は境界につきましては今後、土地家屋調査士の先生に最終、細かい数字を出していただく必要はあるんですが、現在、約10平米程度越境しているのではないかと。これを買収をするために約100万円を必要と考えております。また、この登記等の関係委託業務につきましては60万円の予定ではしております。残り40万円が補償ということになります。これは、この当該隣接地を買おうと買収を予定しております土地につきましては、既に建築確認申請がなされておりました。今回、町が買収をすることによりまして、その敷地が変化する、変更になるということで、それに伴う建築確認申請の変更申請が必要になってまいりました。これを町のほうで補償をさせていただくということでございます。

○議長（嶋田善行君） 13番 里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうしましたら、一応ここに200万円と上げられておりますけれ

ども、土地代については100万円、10平米程度という考え方で、まだこれから絞り込んでいくんだなということで、私自身も、今後見ていきたいというふうには思うんですが。登記業務60万というのは、こういう言い方をしたら、私素人なのでよくわからないんですが、わずか町にとっては10平米程度の土地の問題なんですけれども、この登記業務なんかに、やっぱり100万ぐらいの土地の問題について60万円支払わなければならない。ここには、もう一度全体をちゃんと見なければならぬとか、いろんな問題があるのかなと思うんですが、その辺の登記業務が土地代に対して60万という大きい金額になっていることと、それと建築確認申請の変更申請というのが、大変申しわけありません、そもそも一般家庭の、一般のご家庭の建築確認申請というのは費用的にどれぐらい本来かかっているのか、そして、こういうふうに変更という場合にはこの40万というのが妥当なのか、私にとってはこの土地代も含めまして、この数字というのが妥当なのかどうかということがもう全くわからないので、ここでちょっと確認をさせてほしいというふうに思っております。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） まず、お尋ねの土地の登記の委託業務が土地代にして高いのではないかとということですが、これは、この登記の委託業務につきましては土地の価格がどうであるというのは直接関係ない話でございまして、境界を確認したい、あるいはそれをきちっと確認をし、それから分筆等の表示登記をしていくというのに必要な業務であるということで、専門家にやっていただくというところでの委託を確認をいたしているところでございます。

それから2点目の建築確認費用ですけれども、これは建物あるいは土地のそれぞれの状況、用途、規模等々で一概には言えないものでございますので、ちょっとここでご判断いただくための資料といいますか、そういう説明はなかなかちょっとできないということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 13番 里川議員。

○13番（里川宜志子君） それと、3点目に土地代のほうも妥当なのかどうかということ、私はお尋ねをしたつもりなんですけれども。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 申しわけございません。3点目抜けておりまして。この土地代につきましても、近隣の取引事例あるいは地価公示であったり、あるいはそれから評価額等も参考に確認をしまいるというところでございます。

○議長（嶋田善行君） 13番 里川議員。

○13番（里川宜志子君） くしくも、固定資産税の評価替えの年でもあって、土地の評価が下

がり、評価額が下がっていると言われている中において、この面積にしては結構な金額だなというふうな感じを私自身はもっております。今後、実測をされて、進めていただいている中で、今後、こういう事例というのですか、また出てきたら困るなあとも思っているんですが、町が帰属を受けた部分につきまして、やはり書類の整い方、職員さんも忙しいだろうとは思いますが、今回もこういう問題が出てきていろいろ書類を出してこられて見られてると思うんですけども、できるだけこういう問題が起きないように、今後もそういった元のもの整理をしていただくということは大事なのかなというふうには思っております。

もう1点、最後にお尋ねをしたいんですが、私はきのう、クリーンキャンペーンでちょうどこの公園の前も通って、ごみを拾いに歩いておりました。草が非常にぼうぼうに生えておまして、とても入りたくない公園ではない、入りたくない公園だったんですけども。ここ、境界の境目にフェンスが建っておりますが、今後、その土地を広げた形、越境している部分の土地を、町が公園の土地を広げるということで広がるということになるとどうなるのか。もともとあのフェンスは越境した形でフェンスが建っているのであれば、現況のまま、ああいう状態で置いておくというふうな考え方になるのかなというふうには思うんですけども、あれはあの現況のままなのか。それと、隣に家が今後建っていくのであれば、あの草は、あそこの公園の草はとても物すごい草なので、よその公園もあるだろうと思いますが、この際ですので公園管理についての問題点についても、あわせてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） まず1点目の公園のフェンスでございますけれども、現状はそのまま変わらないというところでございます、現状が越境をしているということでございます。

2点目の草でございますけれども、公園の管理ということで、現在はこの公園にご指摘の草につきましては、地元の方々に、自治会のほうで除草あるいは清掃をしていただくということになっております。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） ただいまの同僚議員の質問はもったもだと思うんですね。

それで、私はこういう境界のことをなりわいとしておりますので、いろんな疑問、違った視点からの疑問で、少し質問させていただきます。

まず1点目に補償として40万円、建築確認の変更にいる費用だということです。ふつう考えたら建築確認の依頼を受けた建築事務所は現地を測量するんですよね。測量する。そしたら今のフェンスより内側で測量してるはずなんです。当然、明示を受ける町の土地が隣にあると

わかったら町へ確認するかどうかですよ。だから、その中で測量して、そこへ建物をうえつけると。それで提出する。それが普通なんです。だから今、変更する必要がないんじゃないかな。分筆が終わって所有権移転してもね。だから、この点について、時系列的に何かおかしいんですよ。もう最初から結論言うていったら悪いけど、何か相手の言い分をそのまま受けているような感がしてしょうがないんです。その点、どうなんですかね。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご指摘いただいております建築確認は、現地を確認して、それから出るんじゃないかということで変更する必要がないんじゃないかということのご指摘だと思いますが、この当該地の建物の建築確認は、4月6日付で確認済書がおりておりまして、その中身が今現状の地積測量図と同様の形で建築確認を取られてるということでございますので、町のほうが買収することによりまして、やはり変更が生ずるということで確認をいたしておるところでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） 悪いけど、整備課のほうへ確認については通過しないということなんです。建築確認、今の建築確認というのは、現地のもとで建物を建てる。だから面積も、当然、建ぺい率も実測、建築士が実測した部分、登記簿と関係ない。その地積測量図にそこへ肉づけして建物をうえつけて建築確認を出すということは虚偽の提出の仕方なんです。だから、その建築事務所自体が間違っるとるんですよ、話がね。

だけどそのことはそれでいいとしても、逆に、開発での帰属で受けた公園用地。開発申請については、当時は計画で分筆をしていたんです。それで、あえて開発の検査を受けるときに、その出した計画どおり施工されているのは当たり前なんです。当たり前のことではないんです。実務経験者としてはね。すべて、そのときの話でいろいろな条件で変わっていったんです。だけど、現地はそうして変わってる。施工図面と、それから計画図面とは違うんです。で、開発を許可を下ろしてる県のほうとしては、その最初の計画図面と間違っただけの確定測量に基づいての図面を出していったら、それを全部やり直さなアカンんです。そういうことがあるから、こういう土地は今後も出てくるんですよ。もともと町が帰属したこの土地、地番もある、地積測量図もあるんです。だけど地積測量図と合っていない現場を提供してもうてるんです。そういうことがあるんです。だから、先ほど同僚議員もいろいろ質問してはったけど、ぜひとも、やはり財産ですから費用をかけてでも全部、筆界確認をするべきです。お隣の三郷町なんか全部やってますよ。学校用地も全部やってますよ、学校用地も。教育長もよう聞いていただきます。西小なんて地積測量図と合わないんですよ。だから、そういうことをやはり町の財産と

してきちっと確認を今しとかなければ、こういうこともだんだん起きてきます。

それで、そうした段階で、例えばこういうお宅のが、町の土地が越境してますよ、それはあくまでも49年の地積測量図で言うてはるんです。だけど地積測量図は、49年当時の地積測量図と現地とが合わないというのは、これは、私らはこういうことをやっている中で常識なんです。私は、その時点で、先方も専門家がそうして話してくれるんやったら、地積測量図云々になってきたら、土地家屋調査士もおるんやろうし建築士もおる。そのことを町へ相談に来たと。これ、判明したって、町長も言うてはったけど、判明したんはこれいつなんやろうな。その判明したときの要素。私が最初にも言いましたけど、言いなり違うんかということです。だから今さらどうのこうのひっくり返そうとか、そんなん思いませんがね。そのために、もっとやはり調査をするべきなんです。何か、私は、どこで聞いたんかな、建水の委員会で聞いたんやね。そしたら、テープで間口はかったと。そしたら、その部分について地積測量図はどういう性質のものやと、それらは一切ないんです。間口だけ測って、今後、こういうことも議論して、越境してます、越境しているのが判明する。だから今後、分筆の登記費用、一般の方はそら土地代とほぼ変わらない分筆費用が要るんかと言われたら、これは私らそれをなりわいにしている者にとってみては説明のつけようがないんですけどね、先ほど部長も答弁しておられたように、その面積だけじゃないんです。私らの仕事は筆界確認という大事なことがありますから、その確認するポイントの数で費用がかかってきます。そのポイントについては、私らは責任を持って今後はやっていかなあきません。だから、例え1平米を分筆するにしても同じような費用がかかってくる。だから、その点は自分の仕事、自分らの仕事と、土地家屋調査士の仕事としては、こういうこというのもおかしいんですけど、これは仕方ないんかなと思っっています。ただ、こういうことになっていく前に、なぜ、今、年間に公嘱協会とも契約をしておられるんです。やはりそこへ一言、境界のことについてこういうクレームがついてるんですけど、ということで相談をかけられたらよかったです。先方の方が、それらのことを証明しないけないんです。こちらとしては、例えば、開発業者から開発で帰属するところはここですよ。フェンスの内側ですよと。だけど、隣はまだ売れてませんから、ここまで使っておいてくださいということでフェンスを入れて、そこで防火水槽もおさまった。そういう49年当時とか、帰属を受けたときに、そういう書類が残っていたから、あっそうですと、そのことについて隣がこれから土地利用をするに関しては、お宅の土地から分筆させてもらってこちらへ買収させてもらいます。これ、ふつうやったら買収も要らないですよ。寄付ですよ。今まで道路なんかやったら、こっだけ広がっていった道路あたり全部寄付でしょう。そういうことができるんですね。

しかし、そういう書類もない。そしたら、町としたら、このフェンスのどこまで書類的に帰

属、開発に基づく帰属で所有権移転しますと。そしたら先方が証明せなあきません。越境してるということを。向こうから書類を積み上げて、それを検討して、そうですかということにならない。それは間口だけじゃないんです。当時の地積測量図のやっっていく図面、その性質。それと、私らの業務じゃないけど、開発申請の業務、開発工事についての今度、分筆図面の訂正の仕方。それらを総合的に判断したら向こうは証明できないんですよ、はっきり言って。そうしたら今、一番裁判とか云々の話もありますが、その登記のほうで筆界特定業務というのが設けられてます。そこへ先方が筆界特定を出すだけのことなんです。こちらは受けんでよろしい、本来はね。

それと、その確認の取り方。そして確認を取ったところ、その地積測量図、49年とか50年の地積測量図で、そこへ建物売れたんやと。現地と合わないんやと。それはおかしい。申請するときに現地を測ってない。だから、壁面後退の長さも違うんだと、ふえるんですよ。私は実務として、ある大手のハウスメーカーさんが最初に確認を取ったときに、その後に筆界確認で私は行きました。隣との筆界確認ができてない。ブロックの中に鋸がうってあった、それだと思って。しかもその土地は、私らが見たら2社が測量してる可能性があります。2社というのはハウスメーカーが2社かかるので。最終的にそれを直したときも、そのときも確認申請を大手のところで取り直すんだと。それは自分のとこの責任だからということで取り直してます。確認してね。で、担当の人に、なぜ隣地との話をきちっと確認してから、そのブロックの真ん中か端かということも確認してから、確認申請取らなかったんですかとか、そう進めていかなかったんですかと言ったら、自分らの仕事が飛んでしまう可能性ある。ハウスメーカーさんが、確認とると。そういういろんな商いの中ではそういうタイミングもありますのでね。だけど、一番今、私は不信、不信ですよ。思ってるのは、確認通知書を直さなければいけない、それがこの土地が越境してたということが。で、40万円を組まなければいけないと、この項目については納得いかない、本来はね。そういうことですねんけどね。その建築確認の取り方とか、そういうことに対しての40万円というこの組立をちょっとやっぱりどういう形で、変更で先ほどの同僚議員はそんなに費用かかるんかと言うてはるけどね、こういう事態も起きるはずないんですよ、順序おうていったら。それらについては先方ともっと話してもらってもいいんじゃないかなと。だから、それはもう完全に建築確認を取る、先方のミスなんですよ。現地を測らなくて取ってるから。だから原因は向こうにあるんです。こちらが越境してたら、そういう間違いを起こしたんじゃないんですよ、違いますか。現地を測らずに、建築確認を地積測量図の上へ載せていった。それは建築事務所、先方が間違いです。そうなんだと思います。だから、そのことは予算で組んでおられるのもわかってますけど、そのことはもっとやっぱり相手と交渉してもらい

たい。そういうことを意見で言いますけど、何か答弁あんのやったら言うてください。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご指摘いただきましたその建築確認の変更申請、これについては議員のご指摘につきましては、先方の責任ではないかということでございます。

この件につきましても、町もこういう形で予算の補正をお願いするに当たりまして、顧問弁護士さんとも相談をしながら、こういう形でやっていくかということで確認をさせていただいて進めておるところでございます。

また、議員がご指摘のことにつきましては、また我々も勉強をしてまいりたいと思っておりますけれども、今回は一応そういうことで、弁護士さんとも相談させていただいた形で進めさせていただいているというところでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） まことに悪いけど、顧問弁護士に相談されているんだからね、この土地はもう完全に時効取得で境界は決まるはずですよ。さっきの筆界特定でも話も、なぜその顧問弁護士が筆界特定で。だから、越境しているということを前提に顧問弁護士と相談されているんですよ。だから、こういう、向こうからこう言うてきてるんですから、その顧問弁護士さんは越境してやってしまったんやと。だから最初に言うてるように、帰属をするときに、実際の境界はここですよ、だけど、こちらが土地利用されるまではこんだけ使っておきなさいと、それはいろんな話があるときあるんですよ。その面積のこともあって、向こうの開発のときにね。そういうことがあった場合は、そういうこともせないかん。ほんで、境界で紛争を受けます。紛争ですよ。自分ら、町としては、そのフェンスまでをずっと町の公園用地としてやっているんですよ。その管理の仕方についてちょっと甘さがあったと。もう、当時に、それで筆界確認をしといたら、それでもこういうことも起きなかった。だから、その弁護士さんが、そこまでやっぱり補償せんなんというのは、明らかに越境していたということがこちらではっきりわかっているという前提で物を言うてはると、私は思います。で、その弁護士さんとかいうことでということになったら、弁護士さんからも筆界特定を申請して、そこへ土地家屋調査士がついて行ってるんです。そんな事例もたくさんあるんです。斑鳩町もあつたんです。たくさんそういうことで解決しているところもあるんです。だから弁護士さんも筆界特定の申請を法務局に出してます。だけど、その専門分野は土地家屋調査士がそれについて入っているんな資料づくりをやる。それで協議している。

だから、これについては再度、こういう補償をしなければいけないという理由はやっぱりもうちょっと煮詰めてもらいたい、そのように申しあげて、一応終わっておきます。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第25号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第25号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11. 議案第26号 平成23年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第26号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第26号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12. 議案第27号（仮称）地域交流館整備工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第27号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第27号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13. 議案第28号 斑鳩西小学校（本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号については委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。清水教育長。

○教育長（清水建也君） それでは、議案第28号 斑鳩西小学校（本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結につきまして説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第28号

斑鳩西小学校（本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事
請負契約の締結について

標記について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

平成24年6月4日提出

続きまして、2枚目も朗読をさせていただきます。

斑鳩西小学校（本館西棟・体育館）校舎耐震補強
工事請負契約の締結について

斑鳩西小学校（本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事について、次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 契約の対象

斑鳩西小学校（本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事

2. 契約の方法

指名競争入札

3. 契約金額

金 1億27万5,000円

4. 契約の相手方

所在地 奈良県奈良市西大寺栄町3番7号

会社名 三和建設株式会社

代表者 代表取締役社長 有井邦夫

5. 工期

議会議決後 88日間

この件につきましては、去る5月15日に当該工事にかかる指名競争入札を郵便により執行いたしました結果、先ほど申しあげましたように三和建設株式会社 代表取締役社長 有井邦夫が1億27万5,000円で落札をいたしました。このことに伴いまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えますことから、工事請負契約の締結の議決をお願いするものであります。

なお、本工事の工期は、今申しあげましたように88日間必要でございますが、工事を夏休み期間中に完成させたいことから、本日、議会初日に議決をお願いしたいと考えております。

今回、工事を行う建物のうち、体育館につきましては、現状の屋根にプレキャスト製のコンクリート板が設置されていることで屋根自体の重量が大きく、地震による大きな揺れによりまして壁面が倒壊する可能性があることから、今回、屋根の軽量化のため、既存の屋根を撤去し、金属製の屋根にふきかえることとしております。また、この際、老朽化している体育館のアリ

一ナ床面及び舞台の床面改修や、天井の照明等の設備機器の改修も行いたいと考えております。

この88日間という工期につきましては、先ほど申しあげましたように体育館の屋根のふきかえを行うことから、この屋根の下地となる鉄骨の製作に50日間が必要であり、そしてこの製作した鉄骨の現場での組み立てに8日間、それからその鉄骨に屋根の鋼板を貼るのに7日間が必要になります。また、床面の改修には15日間必要でございまして、屋根の鉄骨の組み立てと屋根の鋼板を貼り終えた後で内部足場を撤去しないと、床面の改修が施工できないことから合計88日の工期が必要となりますので、その点ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

なお、この工期の都合上、体育館の現場施工につきましては7月1日からとなりますが、児童の安全管理等々には板囲いを行うなど万全を期してまいりたいと考えております。

また、本館西棟の工事概要でございまして、この本館西棟につきましては、鉄骨ブレスを1階で2か所、2階で1か所の合計3か所の設置によります補強工事であります。また同時に、本館西棟屋上のアスファルト防水につきましては老朽化をしていることから、シート防水へ改修を行うものであります。この本館西棟の工事につきましては、夏休み期間でございまして7月20日から8月30日で実施をしてまいります。

以上、議案第28号 斑鳩西小学校（本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事にかかる工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。

何とぞ、温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決を賜りますよう、よろしく願いを申しあげます。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

13番 里川議員。

○13番（里川宜志子君） これも委員長報告、さきほどお聞きしておりましたところ、体育館について児童や、またクラブの皆さんが使うことについてというような質疑が委員会の中でもあったということなんです。児童の場合は、もう、小学校では6月中旬ごろにはプール開きというふうに聞いておりまして、体育の授業がプールに変わっていくというような状況もある中で、私自身もこの斑鳩町で26年間ママさんバレーをやっていた経験上、長期にわたって体育館が使えない場合、そのクラブがその体育館を使えないかわりに、以前、中央体育館を無料で振り替えして利用させていただくというようなことが、私自身も経験がありましたけれども、今回その点につきましては、どのような登録クラブに対して対応されているのか、お尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、ご質問の学校体育施設を開放しているクラブ等についての使用のことだと思うんですけども、平成24年度におきまして小学校体育館を使用される登録スポーツクラブにつきましては、2月23日に申し込み状況を調整等々していただくために、登録スポーツクラブ代表者会議という会議を開催させていただいております、その場におきまして、ことしにつきましては、西小学校の体育館の耐震補強工事が行われることから、この時点ではまだはっきりした工期が決まっておりましたので、この時点では6月の下旬から8月の下旬までは体育館については使用できませんので、ご了承をいただきたいというご説明をさせていただいたわけでございます。このときにつきましては、特に変更の申し出等々はございませんでしたので、利用制限にはご理解をいただいたかなというふうに考えております。後ほど、後ほどといいますか、4月中旬に一定の工期が定まってまいりましたので、7月1日から8月30日までの間につきましては使用できなくなるという旨を、各クラブに周知を行っているという状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 13番 里川議員。

○13番（里川宜志子君） 人間、先の話というのは、しかもどこの体育館を利用するかというのは抽せんしたり、いろいろしてわからない時点でこういうことを聞いててもなんかピンときてないのかもわかりませんが、やっぱり私自身も以前、中央体育館を開放させていただいて、体育館が使えないときに、そのときは中学校の体育館が使えないときにも、中学生たちも中央体育館を利用してクラブをしていたというようなこともその間にございました。私たち、登録クラブも、中央体育館を無料で振り替えて利用させていただくというようなこともさせていただいております。ですから、やっぱりこれはスポーツというのは継続してやっていかなければならない、やっていくべきである。そして、ご本人さんたちがそう思っておられるのであれば、やはり場所の提供を、町の都合で使えないというのではなく、極力、場所の提供ができるように町としては進めていっていただきたいなというふうに、私はお願いをしておきたいと思っております。以上です。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） 私も委員会でそれらしきことも質問していたし、事前の委員会でね。この開会中の委員会で、私はもう一度それらを突き詰めていけると思ってたんですが、ちょっと聞き漏らしてましたので、工期的に、この初日でということ。私は、それからいろいろ話もさせてもらったと思うんですが、今、同僚議員がおっしゃったことなんですよ。教育長の答弁は、周知してる、それだけで済んでるんです。そやけど、同僚議員はやはり自分の経験

から、以前はほかの所を、中央体育館なりを無料で貸してもらってたとか、そういうこともおっしゃってるんですから、私はそのことに対して善処するかしないのか、もう周知してるからいいんだという答弁なのか、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 先ほども答弁させていただいたところでございますけども、この2月23日に行いましたスポーツクラブ代表者会議におきまして説明をさせていただいた際に、一時この期間について使用できなくなりますということの中で、この西小学校に当たっておられる、西小学校を希望されているそういうクラブさんのほうから、ほかの施設の変更申し入れでございましたり、施設利用に対する問い合わせもないことから、そうしたことは現在、そういったことについて問い合わせもないということで、そういう便宜を図るということはおしておりませんが、実際問題、当該斑鳩西小学校を使用しておられるクラブにつきましても、西小学校だけではなく、斑鳩小学校も利用されているクラブもありますし、体育館のほうにも申し込みいただいてございますので、その点で活動について、いろいろご配慮もいただいてありがたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） だから今、同僚議員が中央体育館を無料で借りていたと、そういうこともあるんです。だから、こちらから、その期間は学校体育施設の開放ができない、できないんですよ。だから、できないと言うて報告だけをしたら、それを利用している方はそうかなということになりますねん。そして今、こういうことでできないんだから、こういう住民サービス、学校体育施設開放というのは、そして運動しておられるクラブに対してのサービスなんです。サービスができないんだから、こちらからこういうサービスに変えますとするのが当たり前のこと違うんですか。今のやったら、何も申し出ないからそんで納得してるんやと。それは何のために、私らが議会として、こういう本会議場で提案しているんですか。そのことについて、もう全然、そういうことが利用者が何も言わないからいいんですとか、それでは困ると思う。ぜひとも、こちらからその人らにその期間はこういうときにこういうぐあいになりますという、それを出さんならおかしいと思う。だから私は今回、委員会の終わりのときでも、ちょっと荒い話をしていたんです。課長にもその振り替え、課長あの方に「他の小学校に振り替えていただいてご利用・ご活用していただいているというふうに思います」そういう答弁でした。だから、それらの、どのクラブがどこへどういうぐあいに行ったのか、それから斑鳩小学校へ抽せんに参加するということは、必ずしも当たるとは限らないんです。それで今まで利用し

てるクラブが、そうですね、抽せんになるからね。今まで西小学校のそこで利用されていた方は、先ほどの同僚議員がいうようにスポーツなんて継続してやるものですよ。それらのことを教育長、どのように考えているんです。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、教育長が申してますように、こういう形で体育館の改修あるいは西小学校の改修を言うてますから、そういう点についてはもう、クラブ関係等についてはそういう連絡をしたと。そして、そのクラブの方々は持続している斑鳩小学校とかあるいはその体育館へ申し込まれているということで申しあげてますから、何も別に、申し出をしていただいた方にはちゃんとそういうことをされてるということでございますから、これ以上、私のほうからあなたこうなさいということにはならない。ただ、里川議員がおっしゃるのは、無料やからというよりも、結局、体育館そのものかて、すべてそれに当てていくということは、やっぱり予約というのはやっぱりありますから、それ以外のところでの範囲というのか、そういうことも十分踏まえて、当然、これ7月には必ずせにやいかんということですから、教育委員会としても、もうそういうことは、あらかじめそういう元に基づいてやっていると思います。

○議長（嶋田善行君） 8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） だからね、町長。何を言うてるんですか、あんた。だから、議会があるんですよ。議会としての考え方を皆がここで発表しているんですよ。だから、周知してあるから大丈夫やとか、そういうことでは私らは住民の付託を受けてここへ座っているだけやったらあきませんよ。やっぱり住民にとって、やはりちょっとこれらについてはどうやねんと。だからこそ、きょう、こういう意見も出てるということで、教育委員会としてはそういうことを検討していきますという。何もその期間、体育館を使わせとは言うてないんですよ。工事済むまで。続けて、議長、すみません。

○議長（嶋田善行君） はい。

○8番（小野隆雄君） 私、このこともあるんですが、この88日間の、委員会での説明より、教育長はこまごました話をやってもらいました。委員会では、私は、この学校という子どもらの安全を守るのが大事な所での工事、これには物すごく神経を使っていたらと思うんです。それで、その委員会での課長の説明では、現場での施工に7月1日から8月30日の約2か月間が必要だと。現場では。今の教育長の屋根の工場製作に50日間とか、そういう話でちょっとうまいことよう聞き取らなかったけど、それで88日間要るんだということで、この議会の初日をお願いしている。私は、数字合わせしかないんです、初日に持ってきたというの

はね。それが88日間とピタッとくるのは、準備工ですやんか、言うてみたらね。それが議会の最終日ということは、20日ですかね。だから16日間短縮できるんじゃないかなと、私は思ってます。今、議会としては、初日に議論をしておくということで、これは、私も議運のメンバーですから、一応、議運では初日にすることに対しては反対の意思を表明してあります。だけど、議運としての多数決で議長に諮ってもらってやっております。議長も、委員会付託を省略するには39条の3項ということで言うておられますが、教育長、39条の1項、ご存じですか。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 申しわけございません。不勉強で存じあげておりません。

○議長（嶋田善行君） 8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） 議会に出てるんですよ。議会の管理規則の39条、何のためにこれがあるんです。39条というのは、「会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会または議会の委員会に付託する」となっておりますよ。それに先ほどから議長が、この中の議案の中で、この分は、今までは総括質疑を受けます。それは3項に提出者の説明または第1項の委員会の付託は議会の議決で省略することができると。こんなもの、本会議に出てる、議会に出てる三役の一人としてそんなん当然ですよ。議会の運営についてもしっかりと認識してもらわなあかん。私がなぜそういうかというのが、この16日間を短縮できるような工期になぜできないのだと。外注、工場生産の期間が、その16日間絞れないのかと。安易に、この第3項を使ってもらったら困るんですよ。議会としては。特別なんですよ。ましてその間、学校へは入れないんだと。準備工だから入らないんだと。子どもらの安全は保っているんだと。仮にそういう考え方があったとしても、やはり工期が88日間、明日からですよ。きょう、議決があつたら。そういうようなことは、議会との関連を考えながら工事の実施もしていかなければいけない。準備工の工場生産に16日間絞るというような、そんなことは十分できるんですよ。だから教育長としては、議会の成り立ちとか、なぜ委員会付託をして、委員会でしっかりと議論させてもらっているのは、何も、私らがいろんなことを無理難題をぶつけているのと違いますよ。先ほどの問題も一緒ですよ。やはり、住民のために、安全のために、いろんなために、委員会付託をして深く下げているんです。専門的な話をしようということで。それによって、やはりいい執行をやってもらいたい、私らはそう思ってるんですよ。何も反対ばかりしてるのと違いますよ。いいことをやってもらいたい。だから、きょうは、私は、今、審議されるということに対しては、物すごく不満を持っている

んです。もう少し、教育長もそこらのことを配慮して、この議案書でも、議決後88日と書いてあったのに、私は議決は、当然最終日やと、そのように誤解してました、はっきり言って。まさか、初日にしてもらわんと、そういう説明を受けてるとは思てなかった。だから、同僚議員が先ほど言うたように体育館、学校教育開放ですか、その人らに対する配慮、善処はどうしているんだということは、事前の委員会で質問しました。当然、開会中の委員会で私は突っ込んでいくつもりだった。だけどそれができない。今、ちょうど言ってもらったから、そのとおりだと思うんです。そやから、その議案をこうして出してくる、議案に対してもいろいろな配慮をしてもらいたい。そのように思うんですが、それらについて、これからはしっかりと認識してもらいたいと思うんですが、町長でもどちらでも結構です。副町長でも教育長でも3人、三役なので、結構ですから、答弁してください。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 先ほどにつきまして、全く私理解してなくて申しわけないというふう
に再度謝罪をさせていただきます。

工場製作の50日間の件でございますけども、この88日間につきまして、いろんな協議を行う中で短縮をしてきたという経緯もございまして、この工場製作の50日間を例えば16日間短縮するということにつきましてはちょっと難しいということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） もう最後にしておきます。それと、私はこれが議会の議決が必要な議案だということを最初からわかっているんやから、もう少し考え方を覚えてもらいたかった。

それと、5月15日に一応、落札予定者、議決前から仮契約をしていると。仮契約をしているんですよね。その入札の後で仮契約してる。その時点から外注はかけるんですよ。どこの業者も。かけられるんですよ。私は、なぜ、その現場へ、小学校へ入ってもらうのを短くしてほしいというのは、あくまでも、それをもって早う契約しなあかんねんというのが、私は成り立たないと思います。以前に、仮契約で済ませてあって、その対象の業者の不祥事で、この上程もなかったときもあったし、1回は上程したけど、この開会中に不祥事で契約をしないとなつたと、そういうケースもあります。だから、議会としても、町長から取り下げをしてもらわな
いかん。そういうきちとした形式がありますのでね。それは、なぜこの初日に、ということ
で言われた場合に、何かそこに、こんなことしたら、この業者に対して申しわけないというこ
とでね、何か発覚してくるんちゃうんかなと。そういう疑念さえ持っているんです。だから、

今後いろんな工事で議会の議決が必要なときは、やっぱり委員会、本会議開会中の委員会で議論を深めていくという意味で、初日でのそういう案を提案しないでほしい、そのように思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第28号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号については、満場一致で可決いたしました。

ここで、13時10分まで休憩いたします。

（午後0時10分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

続いて、日程14．議案第29号 西和衛生試験センター組合規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第29号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第29号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15．議案第30号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第30号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第30号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程16．議案第31号 平群町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第31号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第31号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 17. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって諮問第 3 号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。西本総務部長。

○総務部長(西本喜一君) それでは、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてにつきましてご説明をさせていただきます。

現委員でございます松田和枝氏の任期が平成 24 年 9 月 30 日をもって満了となりますことから、松田和枝氏を引き続き推薦することにつきまして、議会のご意見を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます、説明とさせていただきます。

諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めます。

平成 24 年 6 月 4 日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田西 3 丁目 1 1 番 1 4 号

氏 名 松田和枝

生年月日 昭和 20 年 5 月 1 1 日

なお、松田氏の経歴につきましては次のページに記載のとおりでございまして、朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明とさせていただきますが、何とぞよろしくご了承いただきますようお願いを申し上げます。

○議長(嶋田善行君) お諮りいたします。

諮問第 3 号については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することに決定いたしました。

続いて、日程18. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって承認第1号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。西本総務部長

○総務部長(西本喜一君) それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)の説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

(平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成24年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第1号

専決処分書

平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月30日

斑鳩町長 小城利重

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりましてご説明を申しあげます。恐れいりますが補正予算書の5ページをお開きいただきたく存じます。

初めに、歳入予算の補正のほうからご説明をさせていただきます。第17款寄付金、第1項寄付金、第1項寄付金でふるさと納税として3名の方から、また文化財活用センター内の募金によりご寄付がありましたことから、教育費寄付金3万3,000円の増額補正を行ったものでございます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。6ページをごらんいただきたく存じます。第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費で、歳入で申しあげました教育費寄付金3万3,000円のうち、斑鳩の里歴史文化遺産保存活用基金への積み立てを希望されました2万3,000円の増額補正と、埋蔵文化財の発掘調査としてご寄付をいただきました1万円の財源振替を行ったものでございます。第12款予備費では、本予算補正から生じました財源1万円を予備費に留保させていただいております。

それでは1ページにお戻りいただきたく存じます。

予算総則を朗読させていただきます。

平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）

平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億7,216万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）の説明とさせていただきます。

何とぞ、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申しあげます。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって承認第1号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程19. 承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって承認第2号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。乾住民生活部長。

○住民生活部長(乾 善亮君) それでは、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号))につきましてご説明を申しあげます。

それでは初めに、議案書を朗読させていただきます。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

(平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成24年6月4日

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第2号

専決処分書

平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月30日

斑鳩町長 小城利重

本補正予算につきましては、平成23年度予算におきまして、医療費に要する給付の見込みが当初よりも増加したことから、一般被保険者療養給付費の補正を行ったものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,002万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ35億1,279万円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりましてご説明を申し上げます。補正予算書の5ページをごらんいただきたいと思っております。

初めに、歳入予算の補正についてでございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費等負担金で、一般被保険者療養給付費の増額に伴い、医療給付費分現年分1,360万7,000円の増額補正を行ったものでございます。次に、第2項国庫補助金では、第1目財政調整交付金で、国庫負担金と同様の理由により医療給付費分普通財政調整交付金360万2,000円の増額補正を行ったものでございます。次に、第5款県支出金、第2項県補助金では、第1目財政調整交付金で、国庫負担金と同様の理由により、医療給付費分普通財政調整交付金280万1,000円の増額補正を行ったものでございます。

次に6ページをごらんいただきたいと思っております。次に、第10款諸収入、第2項雑入、第7目歳入欠かん補填収入で、今回の予算補正において歳出額が歳入額を上回ったことによって不足する財源を歳入欠かん補填収入で調整することとしたもので、2,001万1,000円の増額補正を行ったものでございます。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。7ページをごらんいただきたいと思っております。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費で、平成23年度予算において医療に要する給付の見込みが当初よりも増加したことから、負担金補助及び交付金4,002万1,000円の増額補正を行ったものでございます。

それでは1ページにお戻りいただきたいと思っております。

予算総則を朗読させていただきます。

平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）

平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,002万1,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,279万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月30日専決

斑鳩町長 小 城 利 重

以上で説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって承認第2号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程20、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） それでは、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成24年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第3号

専決処分書

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

斑鳩町長 小城利重

本条例の一部改正につきましては、平成24年度の地方税制の改正を内容とする地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布され、平成24年4月1日から施行されることとなりましたため、本条例につきまして速やかに整備する必要がありましたことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、末尾に添付をいたしております要旨によりご説明をさせていただきますので、末尾の要旨をごらんいただきたいと思います。

主な改正内容につきましては5点ございます。

その1つ目、据え置き年度においても評価額を下落修正できる特例措置を継続につきましては、平成24年度固定資産税の評価替え年度以降の平成25年度及び平成26年度の評価の据え置き年度において、地価が下落している場合においては現行と同様に価格の下落修正ができるものとし、特例措置を継続するものでございます。

次に2つ目、土地に係る固定資産税における負担調整措置について、その一部を見直した上で平成26年度まで継続につきましては、初めに、商業地等では固定資産税の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているのか、いわゆる負担水準について一定割合以上の土地については前年度課税標準額を引き下げまたは据え置き、負担水準が一定割合未満の土地については前年度課税標準額に評価額の5%を加算する現行の制度を継続するものでございます。

次に、住宅用地では、現行の負担調整措置のうち負担水準に係る据え置き措置について、平

成25年度までの経過措置を行った上で廃止をし、その他、負担調整措置については現行制度を継続するものでございます。具体的な改正内容といたしましては、改正前では負担水準の80%以上である住宅用地については前年度の課税標準額を据え置く特例措置を講じていましたが、改正後では据え置き制度が廃止となり、経過措置としまして平成24年度、25年度については負担水準が90%以上である住宅用地について前年度の課税標準額を据え置く特例措置を講じるものでございます。本改正に伴います平成24年度固定資産税への影響につきましては、約100万円の増収となっております。

次に、農地では、現行の負担調整措置を継続するものであります。

次に3つ目、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定につきましては、平成20年12月の公益法人制度改革に伴い、旧民法第34条法人について、新制度における一般社団法人、一般財団法人または公益社団法人、公益財団法人への移行手続きが進められております。この移行手続きの中で、旧民法第34条法人の中には財政基盤が脆弱であるために公益認定基準を満たせず、一般社団法人または一般財団法人に移行せざるを得ない法人が存在をしている実態を考慮し、一定の要件を満たす一般社団法人、一般財団法人が設置をします図書館、博物館、幼稚園に係る固定資産税を非課税措置とする規定が地方税法において追加をされましたことから、その適用を受けようとする者の行うべき申告について本条例で規定をするものでございます。

なお、現時点での当町での該当法人はございません。

次に4つ目、東日本大震災の被災居住用財産の敷地に係る居住用財産の買いかえの特例について、譲渡期限を7年、改正前は3年でございますが、7年に延長する特例を規定につきましては、居住の用に供していた家屋が東日本大震災により滅失したことによりまして、その家屋に居住できなくなった方につきまして、その居住用家屋の敷地に供されておりました土地等を譲渡した場合に居住財産の買いかえの特例に係る譲渡期間の要件を災害のあった日から3年を7年に、4年間延長するものでございます。

次に裏面のほうにお移りいただきまして、5つ目、その他法令の改正による条文整備等所要の改正につきましては、地方税法の改正により本条例に引用しております項番号等の繰り上げと条文の整備を行うものでございます。

なお、施行日等につきましては、すべて平成24年4月1日から施行、平成24年度以降の年度分について適用となっております。

以上が、本条例改正の主な内容でございます。

なお、改正する条例本文につきましての朗読は省略をさせていただきますが、議員皆様方には何とぞ温かいご審議を賜り、原案通りご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって質疑を終結いたします。

承認第3号については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を承認することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）、反対の立場から意見を申し上げます。

今回の条例改正は国の法改正に伴って行われるもので、幾つかの点で改正が行われました。多くは賛成できるものですが、町内の土地に係る固定資産税について負担調整措置の見直しが行われた中で、特に問題だと考えるのは住宅用地に係る負担調整措置の見直しによって負担増になる人が出るという点です。

今年度は、固定資産税の評価替えの年度となっておりますが、この問題を考えるに当たり、住宅用地の固定資産税、都市計画税の評価額については1992年度通達で評価額を取引価格に近づけるとして、公示価格の2から3割程度であったものを、いきなり7割水準にまで引き上げたために、評価額が一気に上がったという過去の経緯について問われなければならない問題点があると考えます。この引き上げによって固定資産税が、全国平均で3.02倍から、ひどい所では20倍にまではね上がりました。そして、激変緩和のため負担調整措置が設けられましたが、結果として地価が下がり続けても、税負担がふえるという矛盾が生じており、問題となっています。1993年を100として比較すれば、全国的に見ると地価公示価格は44%下落していますが、税負担は35%増加しています。町内でも、今年度の固定資産税の納付通知を見たら「税額が下がっていたよ」という人もいれば、逆に負担増となる人が2,100人もおり、町内全体では100万円の増収になるとのことです。負担水準が90%を超えるものについては一応据え置かれるということで、地価下落の小さい所で主に負担増となるケースが出ているようですが、近年、家庭の収入はふえないのに負担ばかりが上がっているという社会情勢のもと、評価額が下がっているのに負担はふえるという矛盾そのものに問題があるし、その原因をつくったのは国によるむちゃな評価額の引き上げであることを厳しく指摘しておきたいと思います。

今回の条例改正は国の法改正に伴ってのものであり、総務委員会で質問したところ、町のほうとしては仕方がないものだったということでしたが、私は、今回廃止となった住宅用地の負担水準に係る特例措置については、商業地や農地などとともに継続してしかるべきだと考えています。こうした問題点があることを考えますと、この専決処分については了承できないという立場であるということをお願いしまして、私の反対意見とさせていただきます。

○議長（嶋田善行君） 次に、本案を承認することに賛成の議員の意見を求めます。

12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） それでは、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）、賛成の立場から意見を申し述べます。今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布されたことにより、地方自治法の規定により専決処分されたものであります。

固定資産税では、土地に係る負担調整措置について、バブル期から現在までの地価の動向等、社会経済情勢の変化等の検証結果を踏まえ、不公平を生じさせる措置、合理性が低下した措置の見直しが行われており、今後、一層の課税の均衡化に努めるよう期待するものであります。

また、個人住民税では、東日本大震災の復旧・復興の現状を踏まえ、被害を受けた方の税負担を軽減するための措置であり、被災者の復旧支援につながるものと期待するものであります。

また、今回の条例改正を行われなかった場合は、固定資産税における土地の負担調整措置や据え置き措置等の特例措置が平成24年3月31日で期限切れとなり特例措置がなくなることから、ほとんどの納税者の方が税金が大幅に上がることとなり、多大な不利益、混乱が発生することとなります。

以上のことから、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、承認することに賛成するものであります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

承認第3号について、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（嶋田善行君） 起立多数であります。

よって、承認第3号については、賛成多数で、承認いたされました。

続いて、日程21．承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町

都市計画税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって承認第4号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。西本総務部長。

○総務部長(西本喜一君) それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)につきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成24年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第4号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

斑鳩町長 小城利重

本条例の一部改正につきましても、先ほどの承認第3号と同様で、平成24年度の地方税制の改正の内容とする地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布され、平成24年4月1日から施行されることとなりましたため、本条例につきまして速やかに整備する必要があることから、専決処分をさせていただいたもの

でございます。

改正の内容につきましては、末尾に添付をいたしております要旨によりご説明をさせていただきたいと存じますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

主な改正内容につきましては、2点ございます。

そのひとつ目、土地に係る都市計画税における負担調整措置について、その一部を見直した上で平成26年度まで継続につきましては、先ほど説明をいたしました固定資産税と同様に住宅用地の負担調整措置のうち、負担水準に係る据え置き措置について経過的な措置を行った上で廃止する見直しを行うほか、住宅用地の負担調整措置、商業地と農地に係る負担調整措置の特例については現行の制度を継続するものでございます。

本改正に伴う平成24年度都市計画税への影響につきましては、約6万円の増収となっております。

次に2つ目、その他法令の改正による条文整理等、所要の改正につきましては、地方税法の改正により本条例に引用しております項番号の取り下げと条文の整理を行うものでございます。

施行日につきましては、平成24年4月1日から施行、平成24年度以降の年度分について適用となっております。

以上が、本条例改正の主な内容でございます。なお、改正する条例本文につきましてはの朗読は省略をさせていただきますが、議員皆様方には何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご承認いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって質疑を終結いたします。

承認第4号については、討論の申し出があります。

よってこれより討論を行います。

初めに、本案を承認することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）、反対の立場から意見を申し上げます。

この都市計画税条例改正についても、先ほどの固定資産税と同様に、国の法改正に伴って行われるものです。内容については先ほどと同じですが、その影響については町内で50人の方に影響があって町全体では6万円の増収になるとのことです。

反対の趣旨については先ほどと同様なので、省略をさせていただきます。

議員皆様のご理解をお願いいたしまして、私の反対意見とさせていただきます。

○議長（嶋田善行君） 次に、本案を承認することに賛成の議員の意見を求めます。

12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）、賛成の立場から意見を申し述べます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布されたことにより地方自治法の規定により専決処分されたものであり、固定資産税と同様に都市計画税の土地に係る負担調整措置について、バブル期から現在までの地価の動向等、社会経済情勢の変化等の検証結果を踏まえ、不公平を生じる措置、合意性等が低下した措置の見直しが行われたものであり、課税の均衡化が図られるものであります。

今回の条例改正を行わなかった場合は、都市計画税における土地の負担調整措置や据え置き措置等の特例措置が平成24年3月31日で期限切れとなり特例措置がなくなることから、ほとんどの納税者の方の税金が大幅に上がることとなり、多大な不利益、混乱が発生し、行政の信頼を損なうこととなります。

以上のことから、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、承認することに賛成するものであります。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

承認第4号について、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（嶋田善行君） 起立多数であります。

よって、承認第4号については、賛成多数で承認いたされました。

続いて、日程22. 承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって承認第5号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。乾住民生活部長。

○住民生活部長(乾 善亮君) それでは、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)、ご説明を申しあげます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

承認第5号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成24年6月4日

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第5号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

斑鳩町長 小城利重

今回のこの国民健康保険税条例の一部改正につきましては、平成24年度の地方税制の改正の内容とする地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布されたことから、本条例において速やかに整理する必要性がありましたことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、議案書の末尾に添付しております要旨の朗読によりましてご説明を申しあげます。

最後のページの要旨をごらんいただきたいと思います。

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）

平成24年度の地方税制の改正を内容とする「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）」が、平成24年3月31日に公布され、平成24年4月1日から施行されることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

その主な改正の内容でございますが、東日本大震災の被災居住用財産の敷地に係る居住用財産の買いかえの特例等について譲渡期限を3年から7年に延長する特例を規定するものでございます。

以上が、改正の内容でございます。

なお、改正の条例本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきますが、よろしくご審議を賜りまして、何とぞ原案どおりご承認を賜りますようお願いを申しあげまして、説明とさせていただきます。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第5号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって承認第5号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程23．承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって承認第6号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） それでは、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）ご説明を申し上げます。

それではまず初めに、議案書を朗読させていただきます。

承認第6号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成24年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第6号

専決処分書

平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年5月31日

斑鳩町長 小城利重

本補正予算につきましては、平成23年度の医療に係る費用等の歳出が歳入を上回ることであり、歳入欠かんが生じることから、地方自治法令第166条の2の規定により、平成24年度からその不足額を繰上充用するものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,470万円を追加し、歳入歳出それぞれ35億2,470万円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりましてご説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入予算の補正についてでございます。第10款諸収入、第2項雑入、第7目歳入欠かん補填収入で、4億6,470万円の補正を行ったものでございます。

続きまして、歳出予算の補正でございますが、6ページをごらんいただきたいと思います。

第12款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金、第1目前年度繰上充用金で、4億6,470万円の補正を行ったものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思えます。

予算総則を朗読させていただきます。

平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,470万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ35億2,470万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年5月31日専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第6号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって承認第6号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程24. 認定第2号 平成23年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この水道決算を見る中で、一点だけちょっと気になることがあります。お尋ねをしておきたいなというふうに思います。この機会しか聞くとところがないので、よろしくお願ひします。

監査委員さんの意見書なんかでも給水収益が下がってきている、節水意識もあるということ

なんですけれどもね。そういう減収になっているというところを見る中で、ふと思ったのが、前に私、予算決算の前々回ぐらいの委員会のおきにお尋ねをしていたかとは思いますが、五百井、並松周辺で石綿管が破裂をしたという事故がありました。そして、その影響というのは多大に広がり、服部そしてまた水の濁りにおいては目安地区まで及んだと、非常に、昨年度については、23年度中においては、そういうような事故もあったということもありまして、いろいろ考えている中で、私ちょっとわからないので教えていただきたいんですが、その石綿管が破裂をして水が流れ出る、そのときに、いわば企業とか一般的に考えたら無駄に水が流れ出たということは、県水なんかは水も買うてるわけですし、町の水にしたって井戸からくみ上げて精製して、結局、水をつくるためにお金は要ってるわけなんですよ。けれども、そういうふうに破裂をして無駄に水が流れ出るということについては、町としては損失なんじゃないかなというふうに思うんですね。一般的に考えましたらね。

その石綿管が破裂したり、断裂して水が出ってしまったときの損失というのは、どんなふうに決算、会計上あらわれてくるのかなど。そういうのって、私、見方がよくわかりませんし、そういうとらえ方というのはどんなふうにされてるのか。いや、ただ単に有収率が下がりましたでしまいのか何か、ちょっとその辺がわからない。

それとあわせて、目安地区では水の濁りがしばらく出て、水道が使えなかったというような問題もありましたが、その間、各戸の水道メーターなんかではどうなっていて、水道料金というのはそういうお宅にどうなってどういうふうにされていたか。細かいことですが、この際ですので水道決算をいろいろ見ていく中で、そういう数字のとらえ方というのを私たちはきちっと認識をしておきたいという思いから、総括質疑をさせていただいておりますので、できるだけわかりやすく説明をしていただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） まず、1点目の管の破損に伴います水の流失のことについてでございます。

これにつきましては、決算上は、有収水量として提出させていただいております、有収水量に対する収入として計上させていただいております。

実際、破損箇所によりましては、それぞれ流出はするものの、現段階、決算書の一番末尾に添付させていただいておりますが、有収率といたしましては95.4%といった形で、前年度は95%、大体、全国平均といたしましても過分に大きな数字で推移をさせていただいております。ということで、あくまでも不明水といった形で処理させていただいております。

2点目でございます。その間の水道メーター、例えば水が汚れておりましたというふうなことで、一時的に住民さんにおきましては水の濁りがとれるまでは放流しておいてくださいねというようなお願いをしているものの、断水の期間内におきまして十分対応できるだけの水を配布させていただいておるといったことで、もしくはその水が出ている間につきましては、ポリタンクもしくはポリバケツによりまして水を配布させていただいて対処しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうしましたら、そのポリタンクでの補充であったり、ましてやその事故当時、広報車が回っていることもよくわからなかったとか、後からになって広報車が回ってきてたよって知ったとかというような話もあったので、私は、その水の濁りが出た家全体に対して十分に水の供給が行えてたかどうかというのは、私は、聞き及んでいるところによると不明であるというふうに思っております。ですから、何かその破損によって水が使えない、出しっ放しにしてメーター回ってるというその事故の分まで個人にご負担を、料金、その間の料金をメーターが回っていて徴収をするというようなことが起こっているとすれば、この辺は何かやっぱり考えていかなければならないのかな。石綿管の更新についてはきちっとやってくださいと、今後十分にしてください、水というのはライフラインですから、重要なものです。ですから、とまるということは困る。だから、そういう事故が起こらないように古いものからできるだけ更新をしていっていただきたいという願いもしてきてますが、こういう事故が起こったときに、その辺の企業会計と言いながらも損失のとらえ方であったり、お客さんに迷惑をかけて、そのお客さんが料金を払う、使っていない水の分まで料金を払うというシステムについては、やっぱり企業会計として、その辺できるだけ整理をしていくべきであろう。そして、ポリタンクで対応してるんだというふうにおっしゃっておられますけど、実際その後、水はもらっていないというお宅もあるという、その辺の住民サービスへの認識というものをきちっともっていただきまして、企業会計の会計システムもいろいろ変わってくる中で、また町としても公営企業会計としてのあり方、そしてサービスの提供、安全・安心のサービス提供、こういうものを改めてきちっとしていただけるように、この際ですので、言う機会がありません、総括質疑で私はお願いをしておきたいというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 申しわけございません。広報に対しますことにつきましては、いろいろご意見を聞く中で今後の対応として、課題として、是正するように対処していい

る状況でございます。

そして水の件で、メーターの件でございますが、先ほど説明不足でございましたけれども、なるほど確かに給水管やメーター、蛇口をひねっていただいて、水を出していただいているのは間違いはございません。しかしながら、ドレンいまして、その家屋までに入るまでの手前のところで本管から水を放流するところがございまして、そこで十分に放流した後、ある程度たまっている分についての放流はしていただいております、その分、メーターに非常に大きくカウントするというのではなく、確かに負担はしていただいているかもわかりませんが、大きな負担じゃないということで理解していただきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） よろしいですか。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうなんです。部長の言いたいこともわからんでもないんですけど、私としては、住民サービスに対してできるだけ完璧なものを求めることと、それと公営企業会計としての会計の制度のいろいろな制度改革もされる中で、やはり損失とかのとらえ方であったり、住民さんにご迷惑をかけているという考え方であったり、その辺、やっぱり、今、電力会社の関係のことでも電力会社は1社が引き受けているから、なんか言うことを聞かざるを得ないみたいな、住民が泣かなあかんときでも、ええっと思いつつも言うことを聞かざるを得ないというような状況があったりするんですよ。水道もそうなんです。出してもらわんと私たち生きていけないから出してもらいたい、出してもらわな困るんですけども、でもそこには一応、いつもおっしゃってますが「公営企業です」と。公営企業会計で賄って、公営企業ですと言われて、その会計の制度も変わってきてたら、その理念としても、やはりそんなお客さんに迷惑をかけるようなことがあってはならない。そして、安易に管が破裂して水が流れ出たことを有収水量、有収率で見ただけで損失としてきちっととらえないというようなことではなくて、やはりこういうことが起こったらどれだけの損失が出てると、これは大事な斑鳩町民皆さんにかかわる公営企業会計ですから、そういう感覚をきちっともって、やっぱり今後、水道事業を行っていただきたいということを私はお願いをしたいと思っておりますので、先ほどの答弁は、部長のそういう思いだとは思いますが、今後も住民サービスに努めていただけますよう、ご努力をお願いして、終わりたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） 思わず声を出してしまったんですが、私は、今の水道、上下水道部ですかね、そういう事故に対して対処の仕方はすごく的確にやっておられると、そのように思っております。何代か前の組織では、その陣頭指揮に立つ者が水道のほうで座っているだけ、電話

を受けているだけ。現場へやっぱり部長自体が出てきて、的確にやっぱり指示をする。私はそれに対して敬意を表してますので、その意見だけを申しあげておきます。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、認定第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第2号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程25. 同意第1号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって同意第1号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） それでは、同意第1号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて、につきまして、ご説明をさせていただきます。

現委員でございます寺西宏之氏の任期が、平成24年6月28日をもって満了となりますことから、寺西宏之氏を引き続き選任することにつきまして、議会のご同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。ご説明とさせていただきます。

同意第1号

斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成24年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町阿波2丁目11番20号

氏 名 寺西宏之

生年月日 昭和13年11月3日

なお、寺西氏の経歴につきましては次のページに記載のとおりでございます、朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明とさせていただきますが、何とぞよろしくご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（嶋田善行君） お諮りいたします。

同意第1号については、質疑、討論を省略し原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって同意第1号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについては、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程26. 報告第4号 平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって報告第4号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） それでは、報告第4号 平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）につきまして報告をさせていただきます。

まず、議案書の朗読をいたします。

報告第4号

平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）

標記について、地方自治法施行令第146条第2号の規定により、別紙のとおり報告します。

平成24年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

この報告につきましては、平成23年度予算において繰越明許費の議決をいただいている歳出予算のうち、平成23年度内で執行ができなかった経費を平成24年度予算に繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その報告を行うものでございます。

それでは、次のページの平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書によりご説明をさせてい

たきます。

初めに、1行目の第4款衛生費、第1項保健衛生費の火葬場周辺対策事業につきましては議決金額は97万1,000円で、翌年度繰越額は同額の97万1,000円となっております。この事業は、火葬場周辺対策に伴います平成24年度三井自治会要望事項の水路整備工事について国の第4次補正を活用して実施することから、その地元負担金の補償金を繰り越したものでございまして、繰越額の財源内訳はすべて一般財源となっております。また、予算の内訳はすべて補償補てん及び賠償金となっております。

次に、2行目の第4款衛生費、第2項清掃費の衛生処理場周辺対策事業につきましては議決金額は398万6,000円で、翌年度繰越額は同額の398万6,000円となっております。本事業は、衛生処理場周辺対策に伴う平成24年度高安自治会要望事項の農道整備について、先ほどと同様に国の第4次補正を活用して実施しますことから、その地元負担金の補償金を繰り越したもので、繰越額の財源内訳はすべて一般財源となっております。また、予算の内訳は、すべて補償補てん及び賠償金となっております。

次に、3行目の第5款農林水産業費、第1項農業費の土地改良事業につきましては議決金額は5,938万9,000円で、翌年度繰越額は4,897万147円となっております。この事業は、先ほどの水路整備工事、農道整備工事と服部地区での機械揚水整備工事につきまして、国の第4次補正を活用して実施すること、そして平成23年度当初予算で計上いたしました高安農道整備工事につきまして、関係権利者との協議に時間を要しましたことから繰り越しをしたもので、繰越額の財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金で2,170万円、地方債で1,080万円、一般財源で1,647万147円となっております。

また、予算の内訳は需用費1,000円、委託料116万1,200円、工事請負費4,340万円、公有財産購入費416万8,947円、負担金補助及び交付金23万9,000円となっております。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費のJR法隆寺駅周辺整備事業につきましては議決金額は60万円で、翌年度繰越額は同額の60万円となっております。

本事業は、JR法隆寺駅南口2号線整備事業の計画見直し作業に伴います丈量を繰り越したものでございまして、繰越額の財源内訳はすべて一般財源となっております。また、予算の内訳はすべて委託料となっております。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費の法隆寺線整備につきましては、議決金額は150万円で、翌年度繰越額は同額の150万円となっております。本事業は残っている事業用地の

買収が難航をしていますことから繰り越しをしたもので、繰越額の財源内訳は繰越額のすべて一般財源となっております。また、予算の内訳はすべて委託料となっております。

最後に、第9款教育費、第2項小学校費の小学校校舎耐震補強事業につきましては、議決金額は1億7,629万4,000円で、翌年度繰越額は同額の1億7,629万4,000円となっております。本事業は、斑鳩西小学校本館西棟及び体育館、斑鳩東小学校北館西棟の耐震補強等工事について、国の第3次補正を活用して実施することから繰り越しをしたもので、繰越額の財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金で5,444万2,000円、それから地方債で8,940万円、一般財源で3,245万2,000円となっております。また、それらの内訳は需用費15万円、委託料47万9,000円、工事請負費が1億7,566万5,000円となっております。

以上で、報告第4号 平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について、一般会計につきましてのご報告とさせていただきます。

よろしくご理解を賜りまして、ご了承を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって質疑を終結いたします。報告第4号、平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を終わります。

続いて、日程27、報告第5号 平成23年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、報告第5号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） それでは、報告第5号 平成23年度斑鳩町文化振興財団事業報告につきまして報告をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第5号

平成23年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成24年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、平成23年度の斑鳩町文化振興財団の事業内容につきましてご説明をさせていただきます。

23年度決算では、法人制度改革により公益法人認定申請書における財務的基準及び公益法人会計基準の運用指針に基づいた様式とするため、会計体系及び財務諸表等が大きく変更となっております。変更に伴い会計区分が公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3会計となり、勘定科目の組み換え補正が行われております。このため、この事業報告書の一部につきましては、前年度決算額とその積算根拠が異なりますため、前年度の数値については記載をいたしておりませんので、今回ご理解のほどよろしくお願いを申しあげます。

では、1ページ、財団の概要でございます。

平成23年度事業報告書の1ページをごらんいただきたいと思います。

1番目の財団の概況の1つ目、設立年月日でございますが、平成24年4月1日に公益財団法人に移行した旨を記載しております。

次に2、財団の目的でございますが、それはここに記載のとおりでございます。

次に3の財団事業でございます。先ほど申しましたとおり、公益認定申請に伴い、事業区分が変更となっております。財団の事業では大きく分けて公益目的事業と収益事業等の2事業を実施いたしております。ひとつ目の公益的目的事業としまして地域文化の振興、文化情報の収集及び提供事業及び地域の文化活動拠点の管理運営事業を実施しております。

まず、(1)公益目的事業の公1から公3でございますが、これにつきましては地域文化の振興、文化情報の収集及び提供事業です。前年度までの自主事業、受託事業及び友の会事業となります。

まず公1、自主公演事業では、前年度までの自主事業、住民参加型事業で6事業を実施いたしました。これらの事業の事業収益は、収益金332万9,700円と独立行政法人日本芸術文化振興会からの助成金20万円を合わせ352万9,700円で、事業費用は404万6,308円となっております。

次に公2、文化活動支援事業は、前年度までの自主事業、育成型事業で、3事業を実施いたしました。これらの事業の事業収益は340万1,200円で、事業費用は345万2,844円となっております。

次に公3、文化情報収集提供事業では、前年度までの芸術文化鑑賞型事業、受託事業及び友の会事業となり、12事業を実施いたしました。これらの事業の事業収益は842万4,217円で、事業費用は795万8,107円となっております。なお、この事業の中に公益認定申請によりまして前年度まで区分のありました受託事業と友の会事業が含まれており、その内訳といたしまして受託事業は2事業を実施し、事業収益は27万8,907円、事業費も27万8,907円で収支同額となっております。また、友の会事業では、友の会会員543人からの年会費及び入会金として100万6,000円を受け入れ、友の会運営費は85万9,387円となっております。

この結果、公1. 自主事業で1事業の減、公3. 文化情報収集・提供事業では、受託事業と友の会事業を除くと3事業の減で、平成23年度の自主事業総数は前年度より4事業減の18事業で、公1. 自主公演事業、公2. 文化活動支援事業、公3. 文化情報収集・提供事業の合計では、助成金を合わせますと、事業収益総額1,535万5,117円、事業費総額は1,545万7,259円、収支率は99.3%となっております。なお、収支率の推移をみますと、平成20年度は109.6%、平成21年度が94.6%、平成22年度が95.1%と、平成23年度では99.3%と、前年度と比較して4.2ポイント向上をいたしております。

また、これら自主事業の実施状況につきましては、この資料の19ページから20ページにかけて、平成23年度事業実施状況に事業名、事業内容、収入額、支出額、収支差引額等を記載しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

続きまして、1ページの中ほど、公4のホール管理・貸与事業と公5. 図書館管理事業でございます。これは、地域の文化活動拠点の管理運営事業でございます。

まず公4. ホール管理・貸与事業は、斑鳩町より指定管理者の指定を受けました斑鳩町文化振興センター・ホール部分の管理運営事業のうち、文化活動と公益使用にかかる事業であります。前年度までは使用区分による分類がございましたが、公益認定申請によりましてホール管理・貸与事業は公益目的での施設貸与、1の公益目的事業の部分と公益目的以外での施設貸与、この1ページの下のほうにございます(2)の収益事業とそこにあります収1. ホール管理・貸与事業の部分に区分を要しますことから、ホール管理・貸与事業は2つに分類することとなっております。この公4. ホール管理・貸与事業の事業収益は9,978万7,211円で、斑鳩町からの指定管理料収益8,311万8,209円と、いかるがホールの文化活動と公益目的使用にかかる施設使用料収益1,666万9,002円の合計となっております。

一方、この事業費用は1億291万5,810円となっております。

次に公5. 図書館管理事業でございます。図書館の管理等にかかる事業収益としましては、1,347万9,714円の受け入れ、これにかかります事業費は1,347万9,414円で収支同額となっております。

次に、公益目的事業の共通事業として、斑鳩町からの補助金とホール利用者からのコピー料金等の雑収入の収益153万6,026円を計上となっております。

ここまでの公益目的事業の合計収益は、1億3,015万7,768円、費用は1億3,185万2,483円となっております。

続きまして、2の収益事業等でございます。1ページでございます。

これは、斑鳩町より指定管理者の指定を受けました斑鳩町文化振興センター・ホール部分の管理事業のうち、公益目的使用とならない企業、個人、団体の販売等への施設の貸与事業となっております。この事業収益は716万4,111円で、いかるがホールの収益事業等利用の施設使用料収益であります。また、事業費用は616万8,943円でこのホール部分にかかります光熱水費、空調燃料費、修繕費等を配分計上をいたしております。こららの各事業の収入の事業費内訳につきましては、5ページ及び7ページの正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書の内訳書として整理をいたしておりますので、後ほどご確認をいただけたらと存じます。なお、冒頭で申しあげましたが、今年度の決算は、公益法人認定による新公益法人会計基準により決算の積算根拠が変わっており、前年度との比較ができなくなっておりますが、よろしくご理解を賜りますようお願いを申しあげます。

なお、29ページ、正味財産増減計算書内訳表、31ページ以降には正味財産増減計算書内訳表説明書を添付いたしておりますが、この説明書では公益目的事業会計の公1から公5及び共通事業、そして収益事業等会計、法人会計にかかります収益内容や支出内容の説明、例えば各事業の券売数と入場券の収入、33ページには友の会会費の内訳、また34ページ及び37ページには使用料収益などの内訳を示させていただいております。

次に、事業等報告書の3ページにお戻りをいただきたいと存じます。

3ページの貸借対照表でございます。新公益法人会計基準に基づき、前年度と比較し、財産の増減を記載しており、I 資産の部の1. 流動資産、II 負債の部の1. 流動負債とともに前年度より2,058万484円増の2,951万8,072円となっております。

2. 固定資産では、(1)の基本財産で、前年度と同額の1億円、その他固定資産は108万2,141円で、固定資産合計は1億508万2,141円となっており、流動資産を加え

た資産合計は1億3,060万213円で、一番下の負債及び正味財産合計と同額となっております。

なお、次の4ページにございますが、今回の決算から公益法人認定申請により新公益法人会計の公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計と貸借対照表に事業別に区分をした内訳を記載した貸借対照表内訳表を新たに追加しております。また、流動資産と流動負債の内訳は13ページの財産目録に記載されておりますので、後ほどご確認をいただければと存じます。

次に9ページの財務諸表に対する注記でございます。9ページでございます。

財団の会計方針としまして、固定資産の減価償却の方法や消費税等の会計処理、会計方針の変更、基本財産の増減額及び財源の内訳等を示させていただいております。

また、10ページの6番目、固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高では、その状況を記載をいたしております。

次に13ページの財産目録でございます。財産目録では、平成24年3月31日現在の財産の保有状況を示させていただいており、年度末の正味財産は1億108万2,141円となっております。先ほどの3ページの貸借対照表の下から2行目の正味財産合計と一致をいたしております。

次に17ページ、18ページでございます。収支計算書でございます。収支計算書では、予算額と決算額の比較を行った表となっております。

また、19ページから21ページは、自主事業の内容を記載しました平成23年度事業実施状況、22ページからは大ホールや小ホール、研修室などの各施設の利用状況や事業区分別の内訳、施設使用料等をまとめた平成23年度施設使用状況等の資料でございます。次の29ページは先ほどご説明を申しあげました正味財産増減計算書内訳表、31ページからは正味財産増減計算書内訳表説明書となっております。

また、最終の39ページでございますが、去る5月11日に実施をされました監査結果報告書を添付いたしております。

なお、本事業報告につきましては、去る5月17日に開催されました文化振興財団理事会におきまして承認をされておりますことを申し添え、以上で、報告第5号 平成23年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてのご報告とさせていただきます。

何とぞよろしくお願いを申しあげます。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） 公益法人化されて出発する年でもありますし、できましたら組織としてのはいただいているんですが、理事長はじめ、事務局長、これらの方、また評議委員会ということで評議委員さんも選出されておると思うんですが、それらの方のお名前をいただくわけにはいかないんですか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 資料としてお渡しすることはできます。資料としてお渡しさせていただきます。以上です。

○議長（嶋田善行君） 8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） できましたら、この報告書の中に入れていただいたらありがたかったんですがね。ちょっとどういう方が理事になっておられて、それから常務理事というのは以前おられるというふう聞いておったんですが、最近、常務理事という方がちょっとはつきりしてないわけですよね。先ほど、厚生常任委員長報告の中で、社協のほうで事務局長に次長が昇格して、常務理事に現役の部長が入っておられるというような報告がありましたね。常務理事というのは、やはりその組織の中でふつうの理事とは違うんですね。理事長、2番目の理事でも何でもないですね、常務、そこにおられる理事だという考え方、ああするほうがいいのかなど、ちょっと思っていましたので、社協のほうはまた別の機会に、そういう組織になって、それから以前、住民生活部長かな、それは評議員のほうに入っていたように思いますねけど。それで、常務理事というのは、別にそれを専属の常務理事というのを雇用していた、選任してた。そのように認識していますし、前常務理事の植村氏もそういう形でおられた。現職の住民生活部長、担当の部長として、常務理事という性質はいいのかなど、また一緒に考えさせていただきたいと、そのように思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第5号 平成23年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを終わります。

続いて、日程28. 報告第6号 平成23年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、報告第6号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。面巻企画財政課長。

○企画財政課長（面巻昭男君） それでは、報告第6号 平成23年度斑鳩町土地開発公社業務報告につきましてご報告をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第6号

平成23年度斑鳩町土地開発公社業務報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成24年6月4日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、平成23年度斑鳩町土地開発公社の業務内容につきましてご説明をさせていただきます。

平成23年度の当土地開発公社の業務内容につきましては、新たに取得、処分した用地はなく、業務を終えておりますので、管理的な業務のみの報告となっております。

それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。

損益計算書でございます。1の事業収入、2の事業原価につきましては、事業がなかったことからゼロ円となっております。次に3の販売費及び一般管理費では、一般管理費として監事報酬1万6,000円を支出しております。4の事業外収益として、受取利息6万5,977円の収入がございました。この結果、当期利益は4万4,597円となっております。

続きまして、4ページの貸借対照表をごらんください。

資産の部の流動資産では、現金及び預金で、基本財産500万円の定期預金を含めて2,243万5,531円となっております。現金及び預金につきましては、付属明細書の11ページに明細書がございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、未収収益は1,977円で、これは定期預金の利息となっております。

次の公有用地と代替用地でございますが、平成22年度にすべての保有地を処分したことからゼロ円となっております。

以上、資産合計は2,243万5,728円となっております。

次に、5ページの負債及び資本の部でございます。まず、負債であります。流動負債、固定負債ともゼロ円であり、負債合計はゼロ円となっております。

次に、資本金では、基本財産として町からの出資金500万円でございます。準備金では、前期繰越準備金1,739万1,131円であり、先ほど損益計算書のところで申しあげた当期利益4万4,597円を加えた準備金合計は1,743万5,728円となっております。この結果、負債及び資本合計は2,243万5,728円となっております。なお、準備金につきましては、次の6ページでございますように、翌年度に繰り越し措置を行っておりますのでよろしくお願いいたします。

最後に10ページをお開きいただけますでしょうか。審査意見書でございます。

本業務報告につきましては、去る5月1日に岡田監事、中川監事に審査をお願いし、その結果について審査意見をいただいております。

以上、報告第6号 平成23年度斑鳩町土地開発公社業務報告につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

8番 小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今の説明でも最後に担当の課長が言うてますけど、監事さんの審査意見書、土地開発公社の廃止の検討を積極的に進められたいということです。時々、土地開発公社の廃止なりをされている自治体もあると思うんですが、何か積極的に進められない理由があって見込みとして何年度、あと何年かかればそういうものが解消するというのか、そういう見込みがあるのかちょっとお示し願いたいなど。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 処分の時期でございます。以前にも関連してこの質問をいただいたと思っております。この公社を廃止したときに、万が一、ほかで事業を町の事業でやってきたときに、先行取得が必要となった場合がございます。これにつきましては、町のほうで土地開発基金がございます。この土地開発基金、今まででしたら土地開発基金の現金すべて保有地で持っておりましたけども、今現在、去年から順次買い戻ししまして、町のほうへ買い戻しやってきて、土地開発基金の現金がふえてきております。今、現金、大体1億6,000万円になってまいりました。今年度につきましても、平成23年度決算をつくった段階でやはり実質収支6億円を出てまいりますので、また土地開発基金から町のほうへ買い戻しして、土地開発基金の現金をふやしていこうと考えております。この現金が3億円ないし4億円やっぱり目途にやっておりますので、この段階で土地開発公社を廃止したいと考えております。

ですから、早い時期に廃止となると、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって質疑を終結いたします。

報告第6号 平成23年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明5日から6日までは休会、7日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後2時43分 散会)